

第百四十五回国会
衆議院
建設委員會
議 録 第 十 三 号

平成十一年六月四日(金曜日)
午前九時五十分開議

出席委員

委員長 平田 米男君

理事 佐田 玄一郎君
理事 原田 義昭君
理事 鉢呂 吉雄君
理事 井上 義久君
理事 飯島 忠義君
理事 小杉 隆君
理事 阪上 善秀君
理事 西川 公也君
理事 松本 和那君
理事 目片 信君
理事 石井 紘基君
理事 松崎 公昭君
理事 長内 順一君
理事 辻 第一君
理事 中西 續介君

理事 谷畑 孝君
理事 宮本 一三君
理事 吉田 公一君
理事 青木 宏之君
理事 岩永 峯一君
理事 小林 多門君
理事 玉沢 徳一郎君
理事 蓮実 進君
理事 宮腰 光寛君
理事 山本 有一君
理事 山本 博文君
理事 山本 讓司君
理事 西野 陽君
理事 中島 武敏君

出席政府委員

建設大臣 関谷 勝嗣君
内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君
兼内閣総理大臣官房内政審議室長 中名生 隆君
経済企画庁総合計画局長 小林 勇造君
国土庁計画・調整局長 小川 忠男君
建設大臣官房総務審議官 木下 博夫君
建設省建設経済局長 那珂 正君
建設省住宅局長 那珂 正君

委員外の出席者

建設委員会専門員 白兼 保彦君

委員の異動

六月三日

辞任

田中 和徳君

同日

辞任

田中 慶秋君

同日

辞任

石井 紘基君

松崎 公昭君

六月三日

住宅の品質確保の促進等に関する法律案(内閣提出第六三三号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

六月四日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(小杉隆君外三名提出、第百四十二回国会衆議院第二七号)

は委員会に付託された。

同月三日

不況打開、国民本位の公共事業と建設行政の民主的転換に関する請願(一川保夫君紹介)(第三九六〇号)

同(古賀一成君紹介)(第三九六二号)

同(山健治郎君紹介)(第三九六二二号)

同(松沢成文君紹介)(第三九六三三三号)

同(山元勉君紹介)(第三九六四四号)

同(岩浅嘉仁君紹介)(第四〇六五号)

同(金田誠一君紹介)(第四〇六六号)

同(安葉光一郎君紹介)(第四〇六七号)
同(坂上富男君紹介)(第四〇六八号)
同(菅原喜重郎君紹介)(第四〇六九号)
同(葉山峻君紹介)(第四〇七〇号)
同(山健治郎君紹介)(第四〇七一七号)
同(深田肇君紹介)(第四〇七二二二号)
同(前田武志君紹介)(第四〇七三三三三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案(小杉隆君外三名提出、第百四十二回国会衆議院第二七号)の撤回許可に関する件
住宅の品質確保の促進等に関する法律案(内閣提出第六三三号)(参議院送付)
国土行政の基本施策に関する件
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案起草の件
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する件

○平田委員長 これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。
第百四十二回国会、小杉隆君外三名提出、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案につきまして、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○平田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平田委員長 国土行政の基本施策に関する件について調査を進めます。
この際、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案起草の件について議事を進めます。
本件につきましては、佐田玄一郎君外一名から、自由民主党及び自由党の共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。小杉隆君。

○小杉委員 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び要旨について御説明申し上げます。
本案は、我が国の財政状況が極めて厳しい中、社会資本の着実な整備を図るため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営並びにこれらの企画の促進を図るための措置を講ずることなどにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備することにより、民間事業者の事業機会を創出し、もって国民経済の発展に寄与するために提案いたしましたものであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。
第一に、内閣総理大臣が特定事業に関する基本方針を定めることとしております。
基本方針には、民間事業者の発案による特定事業の選定、民間事業者の募集、選定、財政上及び金融上の支援などに関する基本事項を定めることとしていたるほか、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担を明確にすることなどによる事業の適正かつ確実な実施の確保、民間事業者の自主

性の尊重、民間事業者の選定過程の透明化及び財政上の支援について、現行制度に基づく方策を基本とすることに配慮して定めることとしております。

第二に、特定事業を実施しようとする大臣、地方公共団体の長等は、実施方針を定め、特定事業を選定し、事業者を選定することとしております。

特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、客観的な評価を行い、その結果を公表することとし、手続の透明化を図っております。特定事業は、事業計画または協定に基づいて実施されることとしております。

第三に、特定事業に対する財政上、金融上の支援として、国庫債務負担行為の年限の延長、国有財産の無償使用、事業者に対する政府による無利子貸し付け、担保不動産の活用等を定めております。

第四に、基本方針の内容、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況などを調査審議するため、学識経験者から成る民間資金等活用事業推進委員会、PFI推進委員会を総理府に置くこととしております。

民間資金等活用事業推進委員会、PFI推進委員会は、特定事業に関する民間事業者等からの意見を受け、必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣または関係行政機関の長に意見を述べることができるとしてしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本案は、昨年五月二十六日に提案いたしました当初案について、自由民主党、自由党、民主党、公明党、改革クラブ、社会民主党・市民連合の五党が修正協議を重ねた結果まとまったものであることを申し添えます。

何とぞ速やかに御決定くださいますようお願い申し上げます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○平田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本件について発言を求められておりますので、順次これを許します。鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 おはようございます。

今、小杉先生の方から、提出者としてのその趣旨の説明がございました。民間資金等、いわゆる民間資金あるいはまた民間のノウハウを活用して公共施設等の整備を促進する法律案ということで御提案があったところでございます。

今、最後のところで御紹介があったとおり、五党の皆さんが当初の議員立法をそれぞれ精力的に検討し合いました。我が民主党も十三点にわたって修正すべき点を出しまして、真摯な御協議の中で今回の起草案が出されてきたところであります。この間の提出者の皆さんの御苦労に、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、私も何かかわったわけでありまして、委員長の御配慮もありまして、きょうは、短時間でありましても、それぞれこの法案の趣旨等について質疑という中で国民の皆さんにも御周知をするという形で、今回の委員会の質疑があったというふうに思っております。ではございまして、確認の意味を含めて、御答弁をお願いいたしますというふうに考えておるところでございます。

この法律案は、「目的」のところにもありますように、先ほども申し上げましたけれども、民間資金等を活用して公共施設等の建設、建設ばかりでなくてその維持管理、また運営というものについてその促進を図るということを趣旨としておるところでございます。これだけ見ますと、従来の公共事業に、さらに何か大幅に、新たな、追加的な概念を導入したというようなことも見られます。

もともと、従来、景気対策ということで出されてきた経過もございますけれども、私どもは、むしろいわゆるPFI制度を導入することによって、従来の公共事業、ともすれば非効率、不透明というような意味合いのものを、効果、効率を最大限高めるといふ観点で、国民の貴重な税金を最大限有効に活用するというのがこの制度の最大の眼目であるというふうに考えておるところでございます。

提案者も同様の趣旨だということに思いますけれども、この点についての提案者としての御見解をお伺いしたいと思っております。

○小杉委員 今鉢呂議員からお話のとおり、この法案の作成過程で五党の皆様に大変熱心な御討議をいただきましたことを、まず感謝申し上げます。

今お話しのとおり、この法案のねらいは、従来の公共事業を民間事業者にも開放して、民間の持っている経営能力とか技術力とか効率性とか、そういったものを導入して、バリエーション・マネーといいますが、投じたお金に対してどのくらいの効果があるか、そういうことをさらに高めるといふことをねらいとしたものであります。

その結果として公共事業がまたふえるということがあるかもしれませんが、もともとこのねらいは今申し上げたとおりでございます。このことによつて、従来の公共事業も、私は大いにその効果、効率性というものを高めることにつながっていくというふうに感じております。

○鉢呂委員 同時に、私も、今回の最大の懸念は、このPFIの特定事業者、いわゆる第三セクター、地方公共団体が一定の出資等をしており、第三セクターが受注者になることによつて、ある面では発注者と受注者が兼ねるというふうなことで、第三セクターが、これまで往々にして見られておる経営の不健全性というものに對して、そういう二の舞を繰り返す可能性があるのではないかと、そういうことを大変懸念し、むしろこの特定事業者の中に、そういった地方公共団体の出資等を排除する、第三セクターを排除すべきであるということも主張させていただきました。

最終的には、第十条二項で、こういった特定事業を実施する選定事業者が、国または地方公共団体により出資され、または拠出されているものがある場合には、選定事業者の責任が不明確とならないように特に留意をして、前項の事業計画または協定の条項において当該公共施設等の管理者等との責任分担、いわゆる発注者と受注者といいますが、その責任分担を明らかにすべきである、この条項も入れさせていただいたところでありまして、その点では大変大きく評価をするところでございます。

そういった意味で、改めて提案者に御確認をさせていただきましても、この法律案が、これまで、ある面では行き詰まっておると思われる第三セクターを救済するという目的で提案されたものではない、あるいはまたそういったものとして、救済の手法として用いられることがあった場合には主要監督官庁としての適切な措置が講じられること。あるいはまた、先ほど言いました第十条の二項にありますが、その法律の趣旨を、国あるいは地方公共団体がPFI事業を実施する場合に官民の役割分担の明確化に十分注意をすること、このことについて、提案者として、その考えをお聞きしたいと思っております。

○小杉委員 まさに今御指摘の懸念を私どもは最大限念頭に置きながら、この法案の作成に当たったつもりでございます。今お話しのとおり、数多くの第三セクターが行き詰まって、また多くが官がそのしりぬぐいをして、こういう現状に人がみまして、その第三セクターの失敗の轍を絶対踏まない、こういうことを真っ先に私どもは前提といたしました。

そのためには、今御指摘のとおり、条文の中にもいろいろ、第三条であるとか第四条であるとか、今御指摘の第十条というふうないろいろな場所におきましてこの責任分担の明確化ということ強く打ち出したところであります。御趣旨の

線に沿ってこの法律が運用されるように望むもの
であります。

○鉢呂委員 また同時に、この事業について、政
府あるいは地方公共団体がさまざまな支援を行う
ということでございます。私どもとしては、政府
出資あるいは政府による債務保証、また地方公共
団体による債務保証ということについては、やは
り過剰な支援ということにもなりかねないとい
うことも指摘をさせていただきまして、当初案から
それを削除するという御配慮もいただいたところ
でございます。

第十九条は、しかしながら、そういったも一般
的な支援という形で、まあ言ってみれば、どのよ
うな財政的な、税制上の支援もできるかのような
条項もありまして、この点についても協議をさせ
ていただきましたけれども、あくまでも第四條三
項三号に「財政上の支援については、現行の制度
に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるもの
の」ということで、例えば道路の国あるいは地方
公共団体の補助事業があった場合、PFIでやる
場合も、その補助事業の率と同等があるいはそれ
以下に押しとどめるという、この第四條の条項と
いうものがあるわけでありまして、そういった意
味で、今後ともPFI事業に、特に優遇する支援
措置を予定するものではないというふうに考えま
すけれども、この考えでよいかどうか、御答弁を
お願いいたします。

○小杉委員 そのとおりで結構でございます。

私どもは、あくまでも念頭にあったのは、民間
事業者だからといって特別に優遇を受けるとか、
あるいは特別に不利益をこうむるということがあ
ってはならない、現行制度でのいろいろな措置
を平等に受けられる、いわばイコールフッティン
グという考え方が基本にあるということを申し添
えておきたいと思っております。

○鉢呂委員 次に、不良債権を抱えた企業が、先
ほども言いましたように、その救済措置になる
ということであつてはならない。現在、バブル経済
崩壊後のさまざまな問題もあるわけでありませ

れども、そういうことがないように、また実際の
ような歯どめ措置が予定をされておるのか、御
答弁をお願いしたいと思います。

○佐田委員 今御指摘があったことも非常に不安
なところでありませうけれども、本条には、担保不
動産にかかわる損失について繰り延べ償却を可能
とする規定があるわけでありませうけれども、これ
はあくまでもPFI事業の推進のための土地の流
動化をねらいとしたものでありまして、決して救
済措置を目指したものではないということを言明
させていただきます。

○鉢呂委員 次に、PFIに関する情報公開、こ
のことは、過般の情報公開法が制定をされたとい
うことで、それにのつとるといことが言われて
おります。

しかしながら、発注者が選定事業者と締結する
契約、あるいは協定または事業計画等も情報公開
法の対象となると理解をしておるわけでありませ
うけれども、その点に関する御答弁をお願いいたし
たいのと、また、今回の情報公開法は、国におい
て一定の担保をするということでございますので、
地方自治体といひますか地方においては、ま
だ情報公開条例といひますものを有しておらない地方
自治体もあるというふう聞いておりますので、
このような場合にはどのような対応をされるの
か、その点についても、ちよつとあわせて御質問
になりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

○小杉委員 情報公開、透明化という点は、特に
留意をいたしました。たまたまこの法案を作成し
ていさなかに、今国会におきまして情報公開法
が制定をされました。私も情報公開法の作成に携
わった一人として大変うれしく思っております
が、この法案は、その情報公開法ができなくて
も、そういった透明化という意識でつくつたもの
でありますので、さらに私は情報公開の実が上が
ると考えております。

当然、今御指摘のように、新しくできた情報公
開法の対象になり得るし、これは国のみならず地

方自治体にも適用されるし、特に契約内容の細部
にわたるといふようなところまで公開をできるの
かというお話はまだしていませんけれども、当
然、非開示情報として六つの分野が情報公開法の
中に入っているわけですから、それを除くすべて
のものは公開の対象になる、透明化ができる、こ
ういふふうにご考えております。

○鉢呂委員 今回は、第三セクターの場合は別と
して、純粋の民間事業者が特定事業者ということ
で受注をする場合、この場合も、やはり発注たる
ものは公共施設、公共事業ということでありませ
うから、特に国民に対するサービスということを最
大の、念頭に置いた建設あるいは事業管理、運営
ということがなされなければならないといふ
に思っておりますわけでありまして、地域住民の皆さ
んがこの事業から疎外をされる、なかなか情報が
伝わらないとか、その内容がわからない、ある面
では、民間事業者ですから、採算が合わないとい
うことになりまして、突然事業を中止するとい
うようなことがあつてはならないと私も思つてお
ります。

ですから、当初、より厳しく、そういう事業運
営に懸念が生じたり、あるいは契約に疑念を生じ
るような場合といふものについても、当初から事
業実行上の基本、都道府県が定めます、あるいは
地方公共団体が定めます事業実施方針の中でこの
ことを明瞭にすべきであるということでは案外も
させていたいただいところでありまして、先ほどの
責任分担ということになるわけでありませうけれ
ども、地域住民の皆さんがそういうことから疎外を
されるといひますか、常に住民の皆さんの立場に
立つ建設あるいは事業管理、運営であつていただ
かなければならないといふふうに思つておるわけ
でありまして、そういう点で、民間事業者にあつ
ても、関係住民といふものを常に頭に置いて情報
公開に努めるように、その点についての提出者と
しての御見解をお伺いしたいと思います。

○佐田委員 鉢呂委員のおっしゃるとおりであり
まして、三条の「基本理念」においても、PFI

事業はよりよいサービスを住民に提供することを
旨として行われなければならないと規定してお
るところでありまして、このことを踏まえまして、
民間事業者においても、積極的な情報提供を通じ
て関係住民の理解を得て円滑に事業を進められ
ることが規定をされておるところであります。

○鉢呂委員 このPFI事業というのは、まさに
日本にとつては未知の領域といひますか、もちろ
ん第三セクターという形で、私どももこの建設委
員会で調査をさせていただきましてあのアクアラ
インの事業とか、過去にも数件ありますけれども、
まさに日本にとつて法律をつくつて進めるとい
う点では新しい分野だといふふうに思つており
ます。

そこで、法案の附則でも規定されておりますけ
れども、五年以内の見直しをするということであ
りまして、具体的に入ればさまざまな問題点が生
じてくるだろうといふことでございますから、今
回の法律に基づく事業はモデル事業と考えて、こ
の開明らになつたさまざまな問題を積極的に解
決しながら、PFI事業といふものが効率的な
行政運営に資するように大きな発展をしていただ
く、そういう意味では五年以内の見直しについて
も積極的な見直しをしていただきたい、このよう
に考えておりますので、提出者の御答弁をいた
さればと思ひます。

○青木委員 お答えいたします。

今の御指摘、全く同感でございます。PFI
は、我が国におきましても社会資本整備のあり方
として全く新たな手法を導入するものでございま
して、今おっしゃいましたように、当面はモデル
的な事業として推進していくことにならうと思
います。したがって、五年間にある程度やはり実績
を積み上げて、その過程でいろいろ明らかになつ
た問題が生じた場合に、これを積極的によりよい
方向、制度に発展させていくべきであると考えて
おります。

なお、規制の撤廃や緩和等につきましても積極
的な見直しを行う旨が規定されておるところでござ

でございます。

○鉢田委員 最後になりましたけれども、民間の資金やあるいはノウハウを活用して公共事業を効率的に運営していく、建設をしていくということ、私は、私も民主党にとっても、その趣旨なり基本理念は大変積極的なものがあるというふうに考えております。

しかし、先ほど来お話ししましたように、第三セクターの今日の状況を見ますとそういう懸念もあるわけでありまして、そういうものを乗り越えて、この事業がイギリスのように大きな飛躍をしていただくということを私も願っております。建設大臣を初めとする各所管の大臣にとっても、この事業を積極的に活用する、あるいはさまざまな問題点については十分国民の皆さんに明らかにする。そして、単に景気対策とかあるいはまた安易な財政支出による公共事業のばらまきのような投資ということに陥らないように、そういう面での主管官庁としてのPFI推進委員会というものも設置をされるわけでありまして、そういう点で、皆さんのこれからのPFI事業というものを日本に根づかせるための御努力も願わざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

少し時間が余りましたけれども、そういう形で、ぜひ提出者の御苦労、コソボに飛んでいるかと思いましたが、きょうはもう既にここに顔を見せております小杉先生を初め、後ろの方に木村先生もおりまして、御答弁をきょうは願えませんでしたけれども、前から提出をされておったのですけれども、数度の国会、大変な御努力でこれをまわしていただいたことに本当に重ねて敬意を申し上げます。本当にありがとうございます。

○平田委員長 長内順一君。

○長内委員 公明党・改革クラブの長内順一でございます。よろしくお願いたします。

ただいまも同僚の議員の方からも経緯それからこの法律の目指すところ、るるお話があったこと

ろでございますが、私も、PFIによる事業の推進ということにまことに時宜を得たものとして評価をしているところでございます。特に、私どもの神崎代表が、昨年のたしか予算委員会の中で、PFIを新たな制度としてとらえて推進していくのではないかと、こんなお訴えもさせていただいたところでございます。今もお話ございましたように、各党の皆さんと一緒に、より実効性のあるそんな事業にしていこうという観点から先般修正案も出させていただいて、それもこの法案の中に盛り込んでいただいたところでございます。

しかしながら、この事業自体、それから今のタッピング、私はいいと思うのですけれども、やはりどうしても懸念として心配な点がある点がありますので、きょうは率直にこの点を聞かせていただきたい、こんなふうに思うところでございます。

まず、ただいまもちょっと話題になっておりましたけれども、どうも官と民と共同で事業をやるということになりますと、従来の第三セクターのイメージがどうしてもつきまとうわけでございます。そして昨今、一時は大変なものでございまして、評価をされた第三セクターなっておりますが、最近はどうもこれが思わしくありません。中には破綻した三セクなんかもあったりしまして、そのしわ寄せがどこに行っているかというところ、何か自治体に行っているなどという例もあるようでございます。私は選挙区が北海道なのでございますけれども、苫小牧東部開発などという大変巨大なプロジェクト、これも行き詰まった状況になっていまして、今新たな方策が求められている。

こんなことを考えますと、第三セクターというのは、どちらかというと民の事業に官が介入していつて一つの事業形態をなしている、ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、PFIというものは逆でございます。本来は官がやる、いわゆる公共施設その他の事業でございますから、官がやる事業に民が介入、かわわっている、ここが基本的な違いかなと思ひながら私は拝見させてい

ただいとおったのでございます。

今回の修正案の中でも、やはりこれから先にやってこの事業が破綻してもたら困るんだ、行行き詰まってしまうたら困るんだということから、私も、国や自治体の出資それから債務保証、これは公的主体の財政負担を無制限に拡大する危険性があるということで、これを削除していただきたいということで修正案に盛り込んでいただいたわけでありまして。

しかしながら、資金的なものについてはそんな形で歯どめがかかるわけでありまして、事業としてこれから、特に二十年、三十年の長期にわたる事業になってきますと、本当にこれで大丈夫なのか、ひょっとして三セクの二の舞にはならないかな、私はこういう懸念がどうしても消えないわけでありまして、この点について、回避するのにはどうしたらいいのか、本当に大丈夫なのか、率直に聞かせていただきたいと思います。

○佐田委員 長内委員、御当地の方の苦衷の問題やいろいろな抱えておられて、本当にそれは当然な御心配ではないか、かように思っております。

ただ、しかしながら、今回はそういう理念の上においてはしっかりとしたものを入れさせていただいたつもりであります。御指摘の第三セクターの失敗例の轍を踏まないために、PFI事業に伴うリスクの分担をあらかじめ官と民とで明らかにすることが重要であると考え、そのリスク分担としては、例えば予測しがたい天災等による損害は公共が負担をいたしまして、需要予測の誤り等による損害は民間が負担する。これは当然のことでありまして、企業が運営するときに、その企業自体が失敗したということでありまして、そういうことについては民が負担をする、そういうことを考えております。

具体的には、個別事業ごとに、その特性に応じ、民間の契約により事前に詳細かつ明確に規定されておるはずであります。

なお、PFIは、民間の資金や能力を活用して効率的に事業を進め、これにより全体事業費のコ

ストダウンを図るものでありまして、官負担を軽減することが本来のねらいとなっておりますので、その辺のところの御理解をよろしくお願いいたします。

○長内委員 リスク回避のためにきちっと分担がなされているということでございまして、特に契約の中でそれはきちっと取り決めていくのだと。もう一つ、資金的には何か民間の方にウエートがあるような今の御答弁でございまして、けれども、三セクの例を見ますと、ほとんどが、うまくいかなくなる、そうなると思はず破綻してしまうのは当然民間の方でございまして。残ったのは官の方です。官の方にどうしてもしわ寄せが、最後のままだま責任は官でとつていかなければならぬ、こんなふうになつていたのが現状ではないかと思うのですが、この辺の御認識はいかがでしょう。

○小杉委員 確かに、おっしゃるとおり、第三セクターの危険性というものを我々は何としても回避しなければいけないということを大前提に、これから官と民の間でいろいろな契約を結ぶわけですが、その中できちっとリスク分担、責任の分担というものが盛り込まれる。従来、第三セクターの場合はその点が少し不明確だったのじゃないか。結局しわ寄せはすべて官がかかる、こういう結果が多いわけなので、その轍は二度と踏まないように、とにかくしっかりと契約というところで、民間の方もその事業が破綻したり行き詰まったりしたことだったら手を出さないわけですから、そこら辺はしっかりと事前に事業計画なり契約で明らかにする。そういうことによつて、何としても第三セクターの失敗の轍を回避する、こういうことにしたいと考えております。

そういう精神をこの法律には十分盛り込んでおりますので、今後、いろいろ政令が出される中に、あるいは基本方針とか実施方針の中にそういった懸念を払拭するような内容を盛り込まれ、また現実にはこの法律に基づいて事業が選定され、事業者が選定される場合には、そういうことは十

分念頭に置きながら行われていくと信じております。何としても今までの失敗は避けなければいけない、そういうことで、この法律はその辺も十分視野に入れたらつくったつもりでございます。○長内委員 今、提出者の小杉先生のお話で結構だと思いますが、やはり今御答弁いただきましたように、単に契約ということではなくて、万が一の場合どうするかという責任の所在、リスクの所在、これもきちっと契約時に取り決めるということが大前提だろうというふうに思います。

そして、先生くしくもお話しになっておりましたように、従来は結局は官がし寄せを受ける。自治体なり国ということになると、それはどこに行くかという、当然国民、住民の方へ行くわけでありまして、特にこの点、新しい事業であるだけに、心配がなく、いや本当にこれならやっているとお願いしたい。附則でもいいですし、それから通達でもいいですし、形はどんな形でも結構なんです、それが盛り込まれるようにひとつ御勘案をいただきたい、こんなふうに思います。

それから、資金的には今のようないことが一つ心配な点なんです、もう一つ心配な点は、今回の事業対象が非常に広いということなんです。これは道路から上下水道から学校から、もうとにかくありとあらゆる公共施設が対象になっております。よくよくお考えを伺えばこれはわからない話ではないのですが、ただ、国民の目から見ますと、やはり公共施設というのは安心だとか安全だとか、こういう要素もあるわけでございます、効率だとかコストダウンだとか、このレベルだけでは推しはかれないようなそういう感情もあろうかと思えます。

そんな意味では、公共施設の安心、安全、この確保のためには、私は、ある程度対象事業を絞るという、限定すること一つあつていいのではないかな、こんなふうに考えるわけでありまして、この点はいかがでございますでしょうか。

○小杉委員 対象事業は、その条文の中にありますように、道路などのいわゆる純然たる公共事業、法律上では公共施設、それから公務員住宅などの公用施設、それからあと廃棄物処理施設などの公益的施設、そしてその他、こういうふうに分類されているわけですが、私どもはそんなにすべてがこのPFI事業で行われるとは考えておりません。

この計画を出しましてからもう一年半経過しているわけですが、なかなか手を挙げてくださる方が少ないわけでして、しかし将来はいろいろなPFI事業が出てくるかもしれない、そういうことで一応対象はこういうふうに掲げてありますけれども、現実には、当初は非常に限定した対象の仕事しか出てこないのではないかと思います。

それから第一の、いわゆる官に対する信頼感、安心感、そういうものは非常に大事だと思えます。ですから、私は、PFIだからといって、恣意的に全部行われるというものであつてはならない。

やはりイギリスなんかの例を見ましても、PFI事業であつたとしても官のコントロールというのは、これは住民のことを考えて、事業の進め方はPFIだけれども、その後の市民とか住民に對するいろいろなPRとかあるのは透明性とか、そういう面では官が十分コントロールをしていかなければいけない。野方國に全部民間に任せてしまつたという発想では信頼感とか安心感というのは確保できないので、私は、たとえPFI事業であつても、官のコントロールというものは、信頼感あるいは安心感を持つていただくために最小限度必要であるというふうに考えております。

そういう点は今後の運用の中で十分、この法律の中でも官のそういう役割等も書いてありますので、そういう考え方で進めるべきだと考えております。

○長内委員 やはり今の信頼だとか安心、この部分はどんな事業においても一番大事なベースになる部分でございますから、どういう形を運用の

中でお考えいただけるのでしょうか。

図書館とか博物館とか、こういうものは問題ないでしょうけれども、上下水道とか病院とか、こうなつてきますと、また違った要素が入ってくると思ひますので、ぜひともこの点についても御留意をいただきたい、こんなふうに思うわけでございます。

あとは、ずっと法律を読ませていただきますと、この事業を実施していく上で非常に重要な役割を担っているのがこのPFI委員会と呼ばれる委員会でございます、ここで相当なお立場になつていらっしゃる、こんなふうに考えているわけでございます。

これにつきましては、私どもの方も、余り行政経験の長い方がこの委員に御就任されるのはひとつ避けてくださいというところで修正案に盛り込んでいただいたわけでございますけれども、この委員会が、いわゆる権限と、もう一つは客観性、中立性、こういうものを確保するためにはどのようにされるのか、どのようにお考えになつていらっしゃるのか。相当な権限がなければならぬと思ひますし、それからもう一方では客観性がなければならぬと思ひますが、この辺の点についてはどうなんだろうとお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○小杉委員 御指摘のように、PFI委員会の役割、責任というのは非常に重いわけでございます、イギリスなどでは、財務省の中にPFI委員会を置いて、すべての公共事業はこのPFI委員会が審査をして、評価をして、そして決定する、こういう大変強大な権限を持たせております。

しかし、果たしてこのイギリス型のPFI委員会が日本の風土に合うかと我々考えまして、やはり日本は、それぞれの官庁なり自治体が責任を持つて仕事を進めているわけですから、そういうものはやはり尊重していこうと。しかし、それぞれの官庁あるいは自治体だけの裁量じゃなく、このようなPFI委員会ができて、総理大臣の任命によるPFI委員、これは九名ということになっていますが、かなりあらゆる分野の、例え

ば金融とか建設とか、あるいは経営の熟達した経験者というか学識のある方になつていただく、その下に専門委員会とか部会というものはできるわけですから、私どもの念頭にあるのは、PFI委員はできるだけ民間人を主体とする、これが望ましいと考えております。

もう一点は何でしたか。(長内委員「権限と、それから中立性といふこと」)これは、非常に情報公開、透明性ということを中心としておりますから、このPFI委員会の決定がおかしとか、あるいはこういうことを提案してみたいという場合には、民間からも発議ができますし、あるいは一般の国民からもどんどんPFIに物を言うことができるということにしております。また、PFI委員会の決定等については、公表という形あるものはその他の方法で、できるだけ透明にしていこうということです、その辺は担保をされる、御懸念の点は担保されるというふうに考えております。

○長内委員 この委員会が今回の事業を本当に実施していくと、各省庁に横断的にかわつてくるようなケースがたくさん出てくると思ひますので、そんな意味では、この委員会に相当な権限を与え、しかも、今お話しいただいたような非常に高い透明性を一つ求められる、こんなふうになるうかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、何か時間がないということであれなんです、このPFIの導入の経緯、基本的な考え方について、最後にちよつとお伺ひをしておきたいと思ひます。

これはイギリスで、当初、サッチャー政権のときに、例の英国病を解消するところから何かスタートしたというふうに向つておりました、その後、メージャー政権ですが、一九九二年から実際に実施をされている。先ほどもお話しございましたけれども、そのときの哲学といふことが、パリー・フォー・マネーといふことが一つポイントになつていまして、税を効率的に使つていこ

う、そして小さな政府を目指すんだ、言うなれば、行政改革のかなり進んだ形というふうに私は受けとめておるわけであります。

日本の場合、小杉先生初め、きょう御提出の皆さんのスタートといえますか、基本的な考え方、もちろん目指すところはここにあるんでしようけれども、その前にまず景気対策で民間のひたつ活力を生かしていくんだ、そんな意味では、景気対策という側面が非常に前面に出ているような、そんな印象を受けておるわけでございます。

これは、この後、哲学といいますがコンセプトとしては、このPFI、どこを目指そうとされているのか。そして、この意識の乖離、もしイギリス型と日本型の乖離があるとしたら、この辺をどういうふうに埋めていかれるのか、お伺いをしたいと思ひます。

○小杉委員 多面的な機能をこの法案は持つておると私は思ひます。今言われた、財政再建にも資する、あるいは民間の事業機会の増大、あるいは公共事業の効率性の向上、私はこういつた多面的な機能をこの法律が促進すると思ひますね。

もちろん、イギリスで始まったときは、今おっしゃった経緯で、財政再建という路線の中で始まったことですが、それが今申し上げたようないろいろな機能を發揮することになっているというふうに思ひますので、私は、今後の日本の財政状況とか、あるいははるる民間にもこういう公共事業の門戸を広げるという発想は、新しい時代に適合した法律案だというふうに考えております。

以上で終わります。

○長内委員 新しいことにチャレンジをされる、その中では、当然、光の部分と影の部分があるわけでごさいます。ちよつと時間の関係で、リスク回避で半分ぐらい時間を使つてしまひましたけれども、ぜひとも、第三セクターの二の舞は絶対踏まない、そして、この事業を中心にして、また公共事業のあり方、公共施設をどういうふうにかこれから考えていくのかという点のあり方の一つの新しいスタートになりますように私の方からもお

願ひを申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○平田委員長 辻第一君。

○辻(第)委員 今、我が国は、国と地方自治体と合せて、本年度末で六百兆と言われるような深刻な借金財政、財政危機を迎えています。その一番大きな原因というのは、大型プロジェクト中心の公共事業、そして公共事業費が五十兆、社会保険費が二十兆と言われるような、欧米諸国に比べて逆立ちをしたような政治にあるということでもございます。

私も、そういう中で、このむだや浪費の多い大型のプロジェクト中心の公共事業から、国民生活に密着をした、住宅でございますとかあるいは教育や福祉の施設、あるいは生活道路や下水道、こういう国民生活に密着した公共事業、それはまた中小業者に仕事が回る公共事業への転換をということをやつと求めてまいりました。また、そういう中で、官公財の癒着が後を絶たないというの現状であります。

さて、そういう状況の中で、この民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進、このようない起草案が今提案をされているわけでありましてけれども、私どもはいろいろな点でこれには賛成できないという立場をまず申し上げて、そして質問をしたいと思ひます。法案の内容について絞つて質問をしたいと思ひます。

まず、破綻時の処理について伺ひます。

法案の第五条の二で、実施方針に具体的に定める事項の中に、事業の継続が困難になった場合の措置というのがございます。この具体的な中身はどのようなものになるのか、またどのようにして決められるのか、お伺いをいたします。

○佐田委員 辻委員の方からの御質問でありますけれども、事業の継続が困難になった場合の措置は、公共施設等の管理者等がその実施する特定事業に即して、事業に伴うリスクの分担をあらかじめ個別に明確に定めているところでありまして、

当初からそういう場合のこともきちんとお互いに話し合つて協定であるとか契約に入れておく、そういうことであります。

○辻(第)委員 法案では、具体的な破綻時の処理について、実施方針で、各省庁、各自自治体が個別事業で決めるということですね。

この実施方針の作成に向けた建設省の日本版PFIのガイドラインというのがございますが、リスク分担の考え方として、リスクは適切に管理できる主体が分担をする、このようにされております。そして、事業破綻時の公共側の対応として、ほかの民間で引き取り手がなければ、全施設を管理者、つまり公共が引き受ける、このようにされております。結局、事業が破綻すれば公共が後始末を請け負うということになります。そうならないうという保証がありません。

先ほど来お話がございましたが、第三セクターの例、いろいろな形態や目的があるわけですが、財政的に破綻をしているのが過半数、このようにも言われているわけでありまして。そういう点で、公共が後始末をする、結局は国民の税金で後始末をするという問題、これは大変重要な問題であるというところを指摘して、次に移りたいと思ひます。この法案には、民間事業者に対するいろいろな支援策が盛り込まれています。

まず、財政支援でございますが、第四条三の三で、基本方針に配慮して定めるべき事項として、財政支援については、現行制度に基づく方策を基本とし、これに準ずるとあります。これは、民間事業者が行う事業に、これまでの公共事業に対する補助金の現行の制度を適用するということでしょうか。

○小杉委員 基本的にはそうです。今までの、例えば道路をつくるといった場合に、二分の一補助とか三分の一補助とか従来の制度があるわけですが、民間事業者がやるからといってそういうものを全部カットしてしまつたら、恐らく民間事業者で手を挙げる人はいなくなつてしまつてしまうでしょう。したがつて、現行制度以上のものを私たちはや

る必要はありませんけれども、現行制度のイコールフットイングの考え方から、それを削除するということがかかるといふことで、そういう書き方をしたわけでございます。

○辻(第)委員 しかし、従来の補助金が適用されるということですね。公共が行う以上に財政負担が軽減をされるというような保証はないということですね。

次に、長期債務負担であります。法案では、現行の補助金制度以外にもいろいろな財政支援が定められています。

第十一条では、国の債務負担の支出年度を三十年以内と長期のものにしてありますが、これはなぜなのか。これは、長期にわたつて国が企業の収益を支えることになります。そして、将来の国民負担になります。財政再建の上からも、長期にわたる債務の負担は行うべきでないと思ひますが、いかがですか。

○佐田委員 先生の御指摘の点でありますけれども、今回のPFI事業等につきましてはかなりの年限を要するものもありまして、例えば、長期にわたるリース契約をすること等を想定いたしますと、国庫債務負担行為の支出年限につきましては、三十一年以内ということでありましてけれども、できるだけ短く持つていきたいと思ひますけれども、これからの一つのモデルケースを見ながら、先生、これを御理解いただきたい、かように思つております。

○辻(第)委員 次に、土地の収用でございます。法案では、財政支援以外にもいろいろな支援が行われるというふうになっております。第十五条では、事業実施に当たつては、土地収用法に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について配慮する、このようにしてありますが、これは民間事業者が事業を行う場合でも土地収用を行うということですね。

土地収用は公共が事業を行うために住民に強権を發動するものであります。立ち退きや移転などについては住民の納得を得られるものでなくて

はならないと思います。そのためには、長い時間をかけることも必要です。土地収用を性急に言うことは断じてあってはなりません。しかも、民間がやるからと、これまで公共が行ってきた以上に性急に言うということがあつたら、これはもつてのほかだと思ふのですが、いかがですか。

○佐田委員 今の御指摘も、これは当然のことだと思ひます。

しかしながら、先生、既存の公共投資において、土地の収用等につきましても、かなりの長時間にわたつて、そして住民の皆さん方の御理解をいただいてやっているのであります。今回のPFIにつきましても、これは先ほどの小杉先生の方からありましたように、住民の御理解をしつかりといただいて、そしてかつディスクロージャーをしつかりとやつて、そして行つていくことであります。

以上であります。

○辻(第)委員 この土地収用というのは性急に言つてもあつてはならない、重ねて強く申し上げておきたいと思ひます。

次に、担保不動産の繰り延べ償却の問題でございますが、第二十條で、事業者に土地を売却した会社が売却損を出した場合に、十年かけて繰り延べ償却ができることとされています。これは不良債権の担保不動産処理を支援するものにはならないのか、バブルで地上げなどを行つて不良資産を抱えた会社に税金を優遇することで救済しようというところになるのではないかと思ふのですが、いかがですか。

○佐田委員 この担保不動産の問題でありますけれども、先生も御案内のとおり、今の金融の問題の一番の元凶は、やはり担保不動産になつております。そして、景気の低迷もそれに連鎖してることでもありますから、そういうことを考えますと、基本的には土地の流動化を基本として、今回のこういうふうな形の措置にさせていただいた。そういうふうには、決して恣意的に、救済措置としてやつてゐるのではないということを、ぜひ御理

解いただきたいと思ひます。

○辻(第)委員 しかし、現実には救済措置になるというところは明らかでございます。

次に、このほかにも、国有財産の無償使用や無利子貸し付け、資金の確保及び地方債について配慮など、いろいろな支援が行えるようになってい

ます。さらに、十六條の「支援等」で、内容を限定せず、事業の実施促進のため、必要な法制上及び税制上の措置や、必要な財政上及び金融上の支援を行うとありますが、これは具体的にどのようなことを行ふのですか。

○小杉委員 一口で言うとは、イコールフットイングの考え方で行つてゐるわけです。

今、辻議員が指摘された、いろいろな懸念の材料を並べられましたが、これらはいずれも、こういうPFIをやつたからといって、従来の公共事業と著しく不利をこうむらないようにするため

の平等の原則といふことが、イコールフットイングの考え方で行つたことをやつたわけであり

ます。ただ、私も、先ほど民主党や公明党・改革クラブ等からお話があつたように、必要以上に支援をするといふことは最初の段階では控えようといふことで、あえて出資と債務保証は削つたわけ

でございます。そして残つたこういった財政支援その他は、これはやはり民間事業者が手を出したいというそういうインセンティブになるためには、必要最小限の支援措置は必要であらう、こ

ういう考え方で盛り込んだものであつて、御懸念の向きは杞憂にすぎないといふにあえて言

せていただきます。

○辻(第)委員 今、御答弁いただいたのですが、こういう支援といふのは、私も見てまいりま

すと、大変至れり尽くせりという感じでございます。第三条の「基本理念」でうたわれてゐる、民間事業者の収益性の確保といふことに非常に重点

が置かれてゐるのではないかと、このようにも考え

るところでございます。

さて、こうした手厚い支援で行われる事業の範囲は大変広いものであります。法案の第二条の「定義」を見ますと、これまで公共事業で整備を行つてきたものはすべて含まれてゐます。こ

れに加えて、これまで公共で整備しなかつたものも含まれてゐる。さらに、事業で行うものの中にサービスの提供といふのがあつたのですが、これ

は、すべて対象を公共事業、あるいは公共施設、公用施設、公益的施設、その他と、こういうふう

に大きく分けて四分類してありますけれども、一応原則として公共事業はすべて対象にしよう、こ

ういう趣旨でございます。イギリスなどでは全公

共事業をPFIの対象にして、財務省内のPFI委員会が審査をいたしまして決定するわけですが、今、全公共事業の一四%までがこのPFIとい

う手法で行われているといふふうに聞いております。私も、そういう意味で、すべての事業

を対象にするといふことであります。

二点目は何でしたか。(辻(第)委員「サービスの提供」と呼ぶ)これは、もつと詳しくするため

にあえて条文を書き加えた部分がありまして、こ

れは単に事業を企画し、そして設計し、建設し、

後の管理まで、こういう一連の仕事をすべて

内容として盛り込む。ですから、ハードの、建物

を建てるだけではなくて、その前段階とかその

後の管理運営、サービスまで、ソフトの部分まで

すべて含む、こういう理解でこの法案ができてお

ります。

○辻(第)委員 いろいろと起草案についてお尋ね

をしたわけでありまして、この法案は、民間の意

向を受けて政府や各府、自治体などが、事業が

広範囲に行われるようになっております。そし

て、事業に対して収益性を確保するように、現行

の補助金や、法案に盛り込まれております財政上ある

いは法制上の支援を行うといふことにもなつてお

ります。これはさらなる公共事業の拡大といひま

しょうか、そういうことにつながる、そしてその

結果、また財政の悪化を招く、そういう中で国民

の負担を増大することにならう、このように考え

るわけでございます。

こういう問題を指摘いたしまして、質問を終

わらせていただきます。ありがとうございます。

○平田委員長 中西續介君。

○中西(續)委員 この間に至る五党の皆さんの御

努力に対して敬意を表したいと思います。

そこで、私は、前三者の皆さんからいろいろ御

質疑いただきまして、確認すべき事項等について

は大体出尽くしたような状況でございますので、

簡単に二、三の点について、重要な点もあるかと思

ひますけれども、お聞きしたいと思います。

まず一つは、第一条でございますけれども、

「目的」の中に、先般のこの委員会における審議

の過程の中におきまして、これから後の建設行

政の大きなあり方として何としても忘れてはなら

ないことは、社会資本をどのように組み立ててい

くかといふこと、もう一つはやはりそのことが

国民に対するサービス、国民生活に寄与する、こ

うした二本の柱がやはり大変重要だと思つてお

つたわけでありまして。そういう意味で、この「目

的」の項に私たちはやはり国民生活の基盤充実と

いふ文言を入れるべきだと思つておつたのですけ

れども、動議提案者の皆さんの中で、決議の中に

はそうした点についてという話もございましたけ

れども、こういう点について今後どのようにお考

えになつておられるのか。五年後に見直しなど

いふことが言われておりますときだけに、この点

についてどうお考えかをお答えいただきたいと思います。

○小杉委員 この法律は、公共事業をできるだけ

民間の資金、経営ノウハウを活用して、効率的、

効果的に社会資本整備を行うといふことが「目

的」にうたつてあるわけですから、今、その

した手法を講じて社会資本を充実すれば当然国民

の社会生活を充実させる、こういうことにな

がつていくわけでありまして、この法律に書いて

あります。「国民経済の健全な発展」という中には、今御指摘の国民生活の基盤の充実ということが包含されるというふうに理解しております。それから、五年後の見直しという点ですが、私は、法律というものは時代とともに成長していくものだと思います。最初から一〇〇%完璧なものを期することは本当に望ましいのですけれども、そうではなくて、最初とにかくスタートして、その経験の中でいろいろ不備な点あるいはまた削るべき点が出てくると思いますので、そうした形でそれぞれの時代の要請に応じて見直していく、その期間としては五年くらいがまずは適当ではないかということ、五年後の見直しという規定を盛り込んだものであります。

○中西(補)委員 先ほども出た問題でございますけれども、むつ小川原あるいは苦東など大規模な第三セクターが失敗と破綻に陥つておるという状況でございますけれども、その二の舞にならないということがまずこのPFIの事業の性格づけで重要だと思えますけれども、この点について、二の舞にならないための担保、この点、草案の中における御指摘をいただければと思います。

○小杉委員 先ほど申し上げましたが、従来の第三セクターの失敗例と言われるものの中には、計画段階で官民の役割が必ずしも明確化されていなくて、そういううらみがあつたと思えます。したがって、事業に伴うリスクを官が一方的に全面的に負担するという形が多くなつていて、そういう事例が多いわけでありまして、私も、そういう過去の失敗を繰り返してはならない、こういうかたい決意のもとに、このPFI事業においてはあらゆるところでそうした懸念を払拭するような条文を盛り込んでおります。

「基本方針」、「実施方針」における官民の役割分担であるとかリスク分担を事前に明確化すること、あるいはその他の条項におきましても、契約に基づくそういったリスク分担、役割分担の明確化ということを盛り込んでおまして、とにかく最も価値の高いサービスをできるだけ最小の負担

でやっていくという観点から、民間の持つている資金、ノウハウというものを生かして、効率的、効果的な社会資本の整備を行おうということでありまして、御指摘の点は十分私も念頭に置きながらこの法案をつくつたわけでありまして、運用に当たつても、それぞれ、民間事業者並びに官側が、そういった責任、リスクの分担についてしっかりと事業計画なり契約、協定というものを結ばれることを期待しております。

○中西(補)委員 ぜひ、今申されたこととあわせて、一般的にやはり皆さんが見ておる目というのは、そのようなかつての第三セクターの失敗、それをまた引き継いで、そこでごまかしていくのではないかとというような論だつて出てきかねないような状況でありますから、その点をまた十分我々もともに監視をしていかなくちやならぬと思つておられますか、お答えください。

○関谷国務大臣 平成十年の三月に閣議決定をされました新しい全国総合開発計画、副題といたしましては「二十一世紀の国土のグランドデザイン」というものがあるわけでございまして、その中の第一部の「国土計画の基本的考え方」、その中の第三章「計画の実現に向けた取組」第二節で「国土基盤投資の計画的推進」という中にうたわれておるわけでございまして、

従来は公的主体が担つてきた国土基盤投資においても、競争原理が働く民間主体に対して、事業をその内容に応じて部分のないし包括的に委ねることによって、より少ない費用で質の高い効果が得られることが期待される。このため、今後の国土基盤整備に当たっては、イギリスのPFIのような諸外国の先進事例を参考にしつつ、従来は公的主体が自ら行つてきた分野

も含めて、民間活力を積極的に活用する。というくだりがあるわけでございまして。ですから、先生御指摘のこの国土庁の新しい全総と、今回皆様方が御尽力をいただきたまはしたものと一致をするわけでございまして、そのねらつておる方向もまた同じ方向と認識をいたしておるわけでございまして。したがって、本法案が成立をいたしました暁には、国土庁といたしましても、その積極的な推進におお努力をしていきたいと考えております。

○中西(補)委員 もう一つ、内政審担当の方にお聞きしたいと思つておられますけれども、この従来からの公共事業の見直し、言いかえしますと、費用対効果の評価システムの導入、むだの排除、経費の削減などが、これまでも公共事業担当各省庁で検討、見直されてきたようでありまして、こうした政府側の、今回のこの議会の決議による法案について、基本的評価をどのようになさつておられるのか、そして、これからどうこれに対応するつもりなのか、お答えください。

○竹島政府委員 お答え申し上げます。政府におきましても、公共工事の効率化ということにつきましては、いろいろと今まで努力を重ねてきておられるわけですが、その代表的な例といたしましては、公共工事コスト削減に係る行動指針というものでございまして、三年間で少なくとも一〇%以上の公共工事のコスト削減に取り組むというところで、既に実施しているわけでございまして。現在二年たちまして、五・七%というところに来ておりますけれども、これからさらに努力していかなきゃならぬというふうに思つております。

一方、PFIにつきましては、御提案の中にもございまして、社会資本をいかに効率的、効果的に整備していくかという基本的な発想から出てきた手法でございまして、これにつきましても、まさにパリエール・フォー・マネーの具体化ということで、政府としても大変重要な新しい取り組みであるというふうに考えておまして、平成九年の十一月から、政府においても、二十一世紀

を切りひらく緊急経済対策の中でこのPFIの検討を盛り込んで以来、もう二年たちますけれども、いろいろ勉強をし、またこの議員立法に合わせる、基本方針のベースになるような物の考え方につきましても研究会を設けて勉強してきていて、こういうことでございまして、このPFI法案が成立された場合には、当然、なるべく早く具体的な事業に取り組めるように体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

○中西(補)委員 私、現在の財政状況とか景気の状態、あるいはいろいろな側面から考えてまいりますと、今、公共事業をどのように措置していくかということが大変重要な課題になつておるときだけに、関係の省庁などにおきまして、内政審議室を中心にしたしまして、こうしたことがより有効にこの法案が適用され、そしてそのことが今度は行政全体に波及していくということが、やはり大きな課題としてこのことは示しておるんじゃないかというふうな気がするわけですね。そういう意味で、いい方向でこれを活用するということになれば、当然、政府全体におきましても積極的にこれらについて検討し、そして基本的に評価をすると同時に、これからは施策の中に生かしていく、こういうようなことを考えていくべきだと思つておりますので、そうした点についてお聞きしました。

最後に申し上げますけれども、きょう、委員長のお計らいによりまして、こうして各党の共同の努力によつてつくられたこの法案、そしてこうして審議がこつて行われるということ、このことはやはりこの議会制民主主義、その中における重要な役割を我々がこうして果たす、その一つのタイプをつくつていったんではないか。今まで発言だとかなんだと言つてごまかしたりなんかしてやつてきたんだけれども、やはりこうした内容について十分みんなで確認をした上で、そしてこれは公式に残つていく、そのことは今度はどうなるかという、行政に対して、私たちが立法府として責任

を持ち、監視をしていくという、こうした面で大変重要だろうと思っておりますので、これからもぜひこうしたことについて、きょうの動議提案者、これについて御納得いただいてされたということに対して敬意を払って終わります。

以上です。

○平田委員長 この際、中島武敏君から発言を求められておりますので、これを許します。中島武敏君。

○中島委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案に対して、反対討論を行うものであります。

国、地方の財政は非常に深刻な事態となっております。このような中で、政府は、景気対策を理由にたび重なる補正予算を組み、公共事業の追加を行ってきました。しかし、不況は打開されず、公共事業に対して国民の関心や批判が今ほど高まっているときはありません。

このようなときに本法案が提出されたわけであり、我が党は、むだと浪費の公共事業ではなく、国民が求める公共事業を推進する立場から、本法案に反対するものであります。

次に、その理由を申し上げます。

反対の理由の第一は、本法案によって、これまで民間が独自に行っていたものを含めて、事実上、無制限に公共事業が行える仕組みをつくったことでもあります。そして、この公共事業に国、地方が財政支援をするものであり、新たな大手ゼネコンなど大企業の支援策であることは明らかであります。

第二に、公共事業を利潤確保を目的として行うために、採算に合わない福祉や医療などの国民生活に結びついた公共事業が切り捨てられたり、利用料金の値上げにつながるからであります。大企業の採算に合う事業が優先される結果、大型プロジェクトを中心とした不急の公共事業が一層推進されることも明らかであります。

第三に、事業が破綻した場合は、政府、自治体

にその責任が負われ、その結果、国民の負担が増大することでもあります。

第四に、しかも、民間の公共事業に土地収用法など強権を発動し、住民の権利を抑えて事業を進めようとしていることでもあります。

結局、この法案は、国、地方の財政が危機的状況にある中で、それでも銀行や大手ゼネコンが公共事業を大規模に続けることができる仕組みをつくったものにほかなりません。我が党は、今こそ公共事業のむだを排し、福祉や医療など国民が要望する公共事業を進めることを要求して、反対討論を終わります。

○平田委員長 これにて発言は終了いたしました。

この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。国土庁長官関谷勝嗣君。

○関谷国務大臣 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案の提出に際しての議員各位の御努力と御熱意に対し、深く敬意を表するものであります。

本法律案につきましては、政府としては異議はございません。

○平田委員長 これより採決いたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案起草の件につきましては、お手元に配付いたしております草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平田委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平田委員長 次に、本法律案の提出に際しまして、佐田玄一郎君外四名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を聴取いたします。吉田公一君。

○吉田（公）委員 ただいま議題となりました民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する決議案につきまして、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましましては、案文の朗読をもって趣旨の説明にかねることいたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する件案

政府は、民間資金等の活用により効率的かつ効果的に社会資本の整備を進めるためには、規制緩和の推進や民間事業者の自主性の尊重等が重要であることに鑑み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律を施行するに当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 PFI事業推進に当たっては、財政資金の有効活用（VFM）を目指しつつ、我が国の良質な社会資本整備を促進し、国民生活の向上に資するものとする。

二 民間資金等活用事業推進委員会は、民間事業者等から提出された意見のうち、規制緩和に関するものについて規制改革委員会に報告し、規制改革委員会は、これに対し速やかに回答するよう努めること。

三 民間資金等活用事業推進委員会の委員の任命に当たっては、民間主導の考えの下、民間人（公務員としての長期の経歴を有する者を除く。）又は学者を中心として選出すること。

と。

四 公共施設等の管理者等は、特殊法人を含め、特定事業に関する情報提供に積極的に努めること。

五 本法の主務部局は内閣総理大臣官房内政審議室とし、本法の施行事務を遂行する職員は過半は建設省及び国土庁の職員をもって充てること。

右決議する。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○平田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○平田委員長 起立多数。よって、佐田玄一郎君外四名提出の動議のとおり決議することに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、関谷国土庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。国土庁長官関谷勝嗣君。

○関谷国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨も踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○平田委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平田委員長 内閣提出、参議院送付、住宅の品質確保の促進等に関する法律案を議題といたします。

す。

趣旨の説明を聴取いたします。建設大臣関谷勝嗣君。

住宅の品質確保の促進等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○関谷国務大臣 ただいま議題となりました住宅の品質確保の促進等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

住宅に対する消費者の意識が高まる中、欠陥住宅問題等の住宅に関するトラブルが増加しており、建築に係る関連の諸制度と連携をとりながら、住宅購入者等と専門業者の間の住宅に関する情報格差を是正していくことなどにより、良質な住宅ストックの整備を推進することが重要な課題となっております。

この法律案は、このような課題を踏まえ、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、必要な措置を講ずるものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、建設大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、日本住宅性能表示基準を定めなければならないこととしております。

第二に、建設大臣が指定した住宅性能評価機関が日本住宅性能表示基準に基づく住宅性能評価を行い、標準を付した評価書を交付することができるとし、評価書が契約において交付された場合等には、表示された性能を有する住宅を完成させ、または引き渡す契約がなされたものとみなすこととしております。さらに、日本住宅性能表示基準に基づく評価について、業務の効率化を図る体制を整備するとともに、日本住宅性能表示基準が予想していない評価方法について、特別の定めをすることとしております。

第三に、住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、指定住宅紛争処理機関などの紛争処理

理体制を整備することとしております。

第四に、住宅の新築に係る建設工事の請負契約及び新築住宅の売買契約において、請負人または売り主は、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵を十年間担保する責任を負うこととするともに、契約によって期間を延長できる特例を設けることとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○平田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十一分散会

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案

（目的）
第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施設をいう。
一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
二 庁舎、宿舍等の公用施設
三 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く）、観光施設及び研究施設
五 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

第三条 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。
一 公共施設等の管理者である大臣又は特定事業を所管する大臣
二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
三 公共施設等の整備等を行う特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。）

4 この法律において「選定事業」とは、第六条の規定により選定された特定事業をいう。
5 この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

（基本理念）
第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者者にゆだねるものとする。

2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国等の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとすることにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

（基本方針）
第四条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の促進のために必要な事項に係るものを定めるものとする。）を定めるものとする。
一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他の特定事業の選定に関する基本的な事項
二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
四 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項
五 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。
一 特定事業の選定については、公共性を確保しつつ事業に要する費用の縮減等資金の効率的使用を図るとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。
二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。
三 財政上の支援については、現行の制度に基

づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行うおとすときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めるものとする。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 特定事業の選定に関する事項

二 民間事業者の募集及び選定に関する事項

三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

五 第十条第一項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

八 その他特定事業の実施に関し必要な事項

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

(特定事業の選定)

第六条 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

(民間事業者の選定等)

第七条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる。

(客観的な評価)

第八条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価(当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。)を行い、その結果を公表しなければならない。

(地方公共団体の議会の議決)

第九条 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(選定事業の実施)

第十条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した事業計画若しくは協定又は選定事業者(当該施設等の管理者である場合を含む。)が策定した事業計画に従って実施されるものとする。

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。)である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、前項の事業計画又は協定において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

(国の債務負担)

第十一条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降三十箇年度以内とする。

(国有財産の無償使用等)

第十二条 国は、必要があるときは、選定事業の用に供する間、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう。)を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。)を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

(無利子貸付け)

第十三条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

(資金の確保等及び地方債についての配慮)

第十四条 国又は地方公共団体は、選定事業の実施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあつせん又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

(土地の取得等についての配慮)

第十五条 選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することができるよう、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

(支援等)

第十六条 第十二条から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

2 前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

(規制緩和)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

(協力)

第十八条 国、地方公共団体及び民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

(啓発活動等及び技術的援助等)

第十九条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

2 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮をすることともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

(担保不動産の活用等)

第二十条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であつて当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を

有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の規定の適用がある場合における商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十条第一項及び第二百九十三条ノ五第三項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第二百九十条第一項第四号及び第二百九十三条ノ五第三項第三号中「第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三」とあるのは、「第二百八十六条ノ二及第二百八十六条ノ三並ニ民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十号第一項」とする。

(民間資金等活用事業推進委員会)

第二十一条 総理府に、民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。

3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。

4 委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとった措置について、委員会に報告しなければならない。

6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要

があることを認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の組織)

第二十一条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

4 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。（政令への委任）

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行の日から五年以内に、この法律に基づく特定事業の実施状況（民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、特定事業を実施する民間事業者の選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律平成四年法律第六十二号の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「又は第三号」を、「第三号又は第四号」に改め、「緑化施設」を削り、同項に次の一号を加える。

四 緑化施設

第十七条第一号中「並びに同項第二号及び第三号に掲げる施設」を削る。

(日本開発銀行法の一部改正)

第五条 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項及び第二十二項を次のように改める。

21 日本開発銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第五項の選定事業者に対し、第十八条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

22 国は、前項の規定により日本開発銀行が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、日本開発銀行に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。

(北海道東北開発公庫法の一部改正)

第六条 北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 公庫は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第五項の選定事業者に対し、第十九条の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の融通を行うときは、無利子で貸し付けることができる。

12 国は、前項の規定により公庫が行う無利子

の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第七条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の五の次に次の一条を加える。

第五条の六 公庫は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第 号）第二条第五項の選定事業者に対し、第十九条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、前項の規定により公庫が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）に要する資金の財源に充てるため、公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第八条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項第一号」の下に「又は第三項第一号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項第一号若しくは第四号」を、「第二項第一号若しくは第四号又は第三項第一号から第四号までに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「が第一項各号」の下に「第

二項各号」を、「場合には」の下に、「第四条第二項中「前項第二号」とあるのは「前項第二号及び附則第十四条第三項第一号」とを加え、「その他の業務」とあるのは、「附則第十四条第二項各号に掲げる業務に係る経理と、その他の業務」を「第四条第一項第二号に掲げる業務に係る経理」とあるのは「第四条第一項第二号及び附則第十四条第三項第一号に掲げる業務に係る経理」と、同条第二項各号に掲げる業務に係る経理と、と、第九条中「第四条第一項第二号」とあるのは「第四条第一項第二号及び附則第十四条第三項第一号」に、「及び附則第十四条第二項各号」を並びに附則第十四条第二項各号及び第三項第一号に、「及び第二項各号」を、「第二項各号及び第三項各号」に、「並びに第二項第一号、第三号及び第四号」を、「第二項第一号、第三号及び第四号並びに第三項第一号から第四号まで」に、「附則第十四条第四項」を附則第十四条第五項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 土地区画整理法による土地区画整理事業（都市計画事業として施行されるものに限る。）又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業（都市計画事業として施行されるものに限る。）として行われる前号に規定する公共の用に供する施設で都市計画において定められたものの整備に関する事業のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二條第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に對し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

四 都市計画法第五條の規定により指定された都市計画区域以外の区域において行われる第二号に規定する公共の用に供する施設の整備に関する事業（第二條第二項第二号に掲げる民間都市開発事業を除く。）で都市機能の維持及び増進に寄与するもののうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二條第四項の選定事業として行われる政令で定める事業を施行する同条第五項の選定事業者に對し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第三号）第一條第四項の選定事業のうち、次号から第四号までに規定するものを施行する同条第五項の選定事業者に對し、当該事業の施行に要する費用に充てるための長期かつ低利又は無利子の資金の融通を行うこと。

二 第二條第二項第二号に掲げる民間都市開発事業で道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設その他の公共の用に供する施設の整備に関するものうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二條第四項の選定事業とし

に「又は第三項」を加え、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 政府は、機構に對し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項、第四項及び第六項並びに前二項の規定によるもののほか、前条第三項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべきものの全部又は一部及び同項第二号から第四号までに掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する費用に充てるべきものを無利子で貸し付けることができる。

附則第十六條第四項中「附則第五項」を「附則第六項」に改める。
附則第十七條第三項中「第八項」を「第九項」に改める。
附則第十七條第三項中「第九項」を「第十項」に改める。

（港灣整備緊急措置法の一部改正）
第九條 港灣整備緊急措置法（昭和三十六年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。
第二條中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第三号）第十三條第一項の規定による国の貸付けに係る港灣施設の建設又は改良の事業
（港灣整備特別会計法の一部改正）
第十條 港灣整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。
第一條第二項に次の一号を加える。

九 港灣整備事業で港灣整備緊急措置法第二條第五号に規定するものに係る貸付け
第四條第一項に次の一号を加える。
七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第三号）第十三條第一項の規定による

貸付金の償還金
第四條第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項の規定による貸付金
第七條第一項中「及び民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項を」と、民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項に改める。
（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）
第十一條 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項を附則第九項とし、附則第七項中「附則第四項」を「附則第五項」に、「第三項及び第五項」を「から第四項まで及び第六項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

四 国は、民間都市機構に對し、民間都市開発法附則第十四條第三項第一号に掲げる業務に要する資金の全部又は一部及び同項第二号から第四号までに掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

（都市開発資金融通特別会計法の一部改正）
第十二條 都市開発資金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第五項」を「第六項」に改め、附則に次の一項を加える。

六 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第四項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、第一條の規定にかかわらず、こ

の会計において行うものとする。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第十三条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの」を、「水資源開発公団が施行し、かつ、これに要する費用を国が交付するもの及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号)第十三条の規定による無利子の貸付けに係るもの」に改める。

(治水特別会計法の一部改正)

第十四条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の二号を加える。

五 法第二条第二項各号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号)第十三条の規定による無利子の貸付け

第四条第一項に次の一号を加える。

六 法第二条第二項各号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金の償還金

第四条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第二条第二項各号に掲げる事業(同条第三項の規定に該当するものを除く。)に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条の規定による貸付金

第七条第一項中「並びに同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金」を、「同項第三号に規定する事業に係る負担金及び補助金並びに第四条第二項第五号に規定する貸付金」に改

める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第十五条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項を」、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号)第十三条」に改める。

附則第十八項中「又は民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項若しくは附則第十五条第一項を」、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号)第十三条」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第五条第一項若しくは附則第十五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号)第十三条」に改める。

附則第十六条 地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の二十五の次に二号を加える改正規定のうち同項第一号の二十七中「第十号」を「第十号第一項」に改める。

第十七条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「第六十五号」を「第六十六号」に改める。

附則第十六条に次の二項を加える。

4 日本政策投資銀行は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第 号)第二条第五項の選定事業若しくは、第二十条第一項第一号の規定により同法第十三条に定める特に公共性が高いと認められる事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

5 国は、前項の規定により日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け(民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。)に要する資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。

附則第四十八条中「(昭和六十二年法律第六十二号)」を削る。

附則第六十五条を附則第六十六条とし、附則第五十五条から第六十四条までを一条ずつ繰り下げ、附則第五十四条の次に次の一条を加える。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第五十五条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「日本開発銀行、北海道東北開発公庫」を「日本政策投資銀行」に改める。

理 由

効率的かつ効果的に社会資本を整備するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置を講ずること等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約千億

円の見込みである。

住宅の品質確保の促進等に関する法律案
住宅の品質確保の促進等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 日本住宅性能表示基準(第三条・第四条)

第三章 住宅性能評価

第一節 住宅性能評価(第五条・第六条)

第二節 指定住宅性能評価機関(第七条・第二十一条)

第四章 住宅型式性能認定等

第一節 住宅型式性能認定等(第二十二条・第四十条)

第二節 指定住宅型式性能認定機関等(第四十一条・第五十一条)

第五章 特別評価方法認定

第一節 特別評価方法認定(第五十二条・第五十四条)

第二節 指定試験機関等(第五十五条・第六十一条)

第六章 住宅に係る紛争の処理体制

第一節 指定住宅紛争処理機関(第六十二条・第七十七条)

第二節 住宅紛争処理支援センター(第七十八条・第八十六条)

第七章 瑕疵担保責任の特例(第八十七条・第九十条)

第八章 雑則(第九十一条・第九十二条)

第九章 罰則(第九十三条・第九十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めをすることにより、住

宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二條 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三條 この法律において「日本住宅性能表示基準」とは、住宅の性能に關し表示すべき事項及びその表示の方法の基準であつて、次條の規定により定められたものをいう。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四條 何人も、日本住宅性能表示基準でない住宅の性能の表示に關する基準について、日本住宅性能表示基準という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第五條 第七條から第十條までの規定の定めるところにより建設大臣が指定した者（以下「指定住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能に關し、評価方法基準第五十二條第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第二十二條第一項において同じ。）に従つて評価することをいう。以下同じ。）を行い、建設省令で定める事項を記載し、建設省令で定める標準を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第六條 住宅の建設工事の請負人は、設計された住宅に係る住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）若しくはその写しを請負契約書に添付し、又は買主に対し設計住宅性能評価書若しくはその写しを交付した場合においては、当該設計住宅性能評価書又はその写しに表示された性能を有する新築住宅を引き渡すことを契約したものとみなす。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第七條 第五條第一項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、同項に規定する業務（以下この節において「評価の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第八條 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第九條 建設大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十條 前号に規定するほか、職員、設備、評価の業務の実施の方法その他の事項についての評価の業務の実施に關する計画が、評価の業務の適確な実施のために適切なものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十一條 前号の評価の業務の実施に關する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十二條 法人にあつては役員、法人の種類に應じて建設省令で定める構成員又は職員（第十二條第一項の評価員を含む。以下この号において同じ。）の構成が、法人以外の者にあつてはそれの者及びその職員の構成が、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十三條 評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十四條 前各号に定めるもののほか、評価の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十五條 破産者で復権を得ないもの

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十六條 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わ

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十七條 又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十八條 第二十一條第一項又は第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第十九條 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十條 指定の基準

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十一條 建設大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十二條 第一項の評価員の数、住宅性能評価を行おうとする住宅の種類、規模及び数に應じて建設省令で定める数以上であること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十三條 前号に規定するほか、職員、設備、評価の業務の実施の方法その他の事項についての評価の業務の実施に關する計画が、評価の業務の適確な実施のために適切なものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十四條 前号の評価の業務の実施に關する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十五條 法人にあつては役員、法人の種類に應じて建設省令で定める構成員又は職員（第十二條第一項の評価員を含む。以下この号において同じ。）の構成が、法人以外の者にあつてはそれの者及びその職員の構成が、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十六條 評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十七條 前各号に定めるもののほか、評価の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十八條 破産者で復権を得ないもの

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二十九條 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わ

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十條 又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十一條 第二十一條第一項又は第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十二條 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十三條 指定の基準

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十四條 建設大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十五條 第一項の評価員の数、住宅性能評価を行おうとする住宅の種類、規模及び数に應じて建設省令で定める数以上であること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十六條 前号に規定するほか、職員、設備、評価の業務の実施の方法その他の事項についての評価の業務の実施に關する計画が、評価の業務の適確な実施のために適切なものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十七條 前号の評価の業務の実施に關する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十八條 法人にあつては役員、法人の種類に應じて建設省令で定める構成員又は職員（第十二條第一項の評価員を含む。以下この号において同じ。）の構成が、法人以外の者にあつてはそれの者及びその職員の構成が、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三十九條 評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

建設大臣は、第一項の規定により日本住宅性能表示基準及び評価方法基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

こと。

(指定の公示等)

第十條 建設大臣は、指定をしたときは、指定住宅性能評価機関の名称及び住所、指定の区分並びに評価の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定住宅性能評価機関は、その名称若しくは住所又は評価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第十一條 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第七條から第九條までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(評価員)

第十二條 指定住宅性能評価機関は、住宅性能評価を行うときは、建設省令で定める方法に従い、評価員に住宅性能評価を実施させなければならない。

2 評価員は、住宅性能評価を行うとする住宅の種類及び規模に応じて建設省令で定める要件を備えるもののうちから選任しなければならない。

3 指定住宅性能評価機関は、評価員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、評価員が、第十五條第一項の認可を受けた評価業務規程に違反したとき、住宅性能評価に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定住宅性能評価機関が第九條第四号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定住宅性能評価機関に対し、その

評価員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第十三條 指定住宅性能評価機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員(評価員を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であつた者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定住宅性能評価機関及びその職員で評価の業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(評価の業務の義務)

第十四條 指定住宅性能評価機関は、評価の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価の業務を行わなければならない。

(評価業務規程)

第十五條 指定住宅性能評価機関は、評価の業務に関する規程(以下この節において「評価業務規程」という。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 評価業務規程で定めるべき事項は、建設省令で定める。

3 建設大臣は、第一項の認可をした評価業務規程が評価の業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その評価業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(指定の区分等の揭示)

第十六條 指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、指定の区分その他建設省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十七條 指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、評価の業務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え

付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定住宅性能評価機関は、建設省令で定めるところにより、評価の業務に関する書類で建設省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第十八條 建設大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し、評価の業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告、検査等)

第十九條 建設大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅性能評価機関に対し評価の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(評価の業務の休廃止等)

第二十條 指定住宅性能評価機関は、評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により評価の業務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十一條 建設大臣は、指定住宅性能評価機関が第八條各号(第四号を除く。)のいずれかに該

当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定住宅性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十條第二項、第十二條第一項から第三項まで、第十四條、第十六條、第十七條、前条第一項又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。

二 第十五條第一項の認可を受けた評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。

三 第十二條第四項、第十五條第三項又は第十八條の規定による命令に違反したとき。

四 第八十二條第四項の規定による負担金の納付をしないとき。

五 第九條各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあつてはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第四章 住宅型式性能認定等
第一節 住宅型式性能認定等

(住宅型式性能認定)

第二十二條 建設大臣は、申請により、住宅型式性能認定(住宅又はその部分で建設大臣が定めるものの型式について評価方法基準に従つて評価し、当該型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有する旨を認定すること)を行うことができる。

2 前項の申請の手続その他住宅型式性能認定に関し必要な事項は、建設省令で定める。
3 建設大臣は、住宅型式性能認定をしたとき

は、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅性能評価の特例)

第二十三条 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又はその部分は、住宅性能評価において、当該住宅型式性能認定により認定された性能を有するものとみなす。

(住宅型式性能認定の取消し)

第二十四条 建設大臣は、住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能を有しなくなったと認めるときは、当該住宅型式性能認定を取り消すことができる。

第二十五条 第三項の規定は、前項の規定による住宅型式性能認定の取消しについて準用する。

(型式住宅部分等製造者の認証)

第二十五条 建設大臣は、申請により、規格化された型式の住宅の部分又は住宅で建設大臣が定めるもの(以下この節において「型式住宅部分等」という。)の製造又は新築(以下この節において単に「製造」という。)をする者について、当該型式住宅部分等の製造者としての認証を行う。

2 前項の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3 建設大臣は、第一項の認証をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(欠格事項)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認証を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
二 第三十六条第一項若しくは第二項又は第三

十八条第一項若しくは第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(認証の基準)

第二十七条 建設大臣は、第二十五条第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の認証をしなければならない。

一 申請に係る型式住宅部分等の型式が住宅型式性能認定を受けたものであること。
二 申請に係る型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が建設大臣が定める技術的基準に適合していると認められること。

(認証の更新)

第二十八条 第二十五条第一項の認証は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十五条第二項及び前二条の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

(承継)

第二十九条 第二十五条第一項の認証を受けた者(以下「認証型式住宅部分等製造者」という。)が当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式住宅部分等製造者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)

若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認証型式住宅部分等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が

第二十六条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(変更の届出)

第三十条 認証型式住宅部分等製造者は、第二十五条第二項の建設省令で定める事項に変更建設省令で定める軽微なものを除く。があつたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第三十一条 認証型式住宅部分等製造者は、当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業を廃止しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第二十五条第一項の認証は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(型式適合義務等)

第三十二条 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をするときは、当該型式住宅部分等がその認証に係る型式に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該型式住宅部分等の製造をする場合、試験的に当該型式住宅部分等の製造をする場合その他の建設省令で定める場合は、この限りでない。

2 認証型式住宅部分等製造者は、建設省令で定めるところにより、製造をする当該認証に係る型式住宅部分等について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(特別な標準等)

第三十三条 認証型式住宅部分等製造者は、その認証に係る型式住宅部分等の製造をしたときは、これに当該型式住宅部分等が認証型式住宅部分等製造者が製造をした型式住宅部分等であることを示す建設省令で定める方式による特別な標準を付することができる。

2 何人も、前項の場合を除くほか、住宅の部分又は住宅に、同項の標準又はこれと紛らわしい標準を付してはならない。

(認証型式住宅部分等に係る住宅性能評価の特例)

第三十四条 認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等(以下この節において「認証型式住宅部分等」という。)は、設計された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

2 住宅の部分である認証型式住宅部分等で前条第一項の標準を付したものと及び住宅である認証型式住宅部分等でその新築の工事が建設省令で定めるところにより建築士である工事監理者(建築士法昭和二十五年法律第二百二号)第二

条第六項に規定する工事監理者をする者をいう。)によつて設計図書(同法第二条第五項に規定する設計図書をいう。)のとおり実施されたことが確認されたものは、建設された住宅に係る住宅性能評価において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

(報告、検査等)

第三十五条 建設大臣は、第二十五条第一項、第二十六条から第三十条まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条第二項並びに次条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、認証型式住宅部分等製造者に対しその業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、認証型式住宅部分等製造者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場に立ち入り、認証型式住宅部分等の製造設備若しくは検査設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認定の取消し)

第三十六條 建設大臣は、認定型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一 第二十六條第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 当該認定に係る住宅型式性能認定が取り消されたとき。

2 建設大臣は、認定型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三十條、第三十二條、第三十三條第二項又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。

二 認定型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、第二十七條第二号の建設大臣が定める技術的基準に適合していないと認めるとき。

三 不正な手段により認定を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により認定を取り消したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(外国型式住宅部分等製造者の認定)

第三十七條 建設大臣は、申請により、外国において本邦に輸出される型式住宅部分等の製造をする者について、当該型式住宅部分等の外国製造者としての認定を行う。

2 第二十五條第二項及び第三項並びに第二十六條から第二十八條までの規定は前項の認定に、第二十九條から第三十三條まで及び第三十五條の規定は同項の認定を受けた者(以下「認定外国型式住宅部分等製造者」という。)に、第三十四條の規定は認定外国型式住宅部分等製造者が製造をする型式住宅部分等について準用する。この場合において、第三十一條第二項中「第二十五條第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と、第三十二條第一項ただし書中「輸出のため当該型式住宅部分等の製造をする場合、試験

的」とあるのは「試験的」と、第三十三條第二項中「何人も」とあるのは「認定外国型式住宅部分等製造者」と、住宅の部分」とあるのは「本邦に輸出される住宅の部分」と、第三十五條第一項中「第二十五條第一項」とあるのは「第三十七條第一項、同条第二項において準用する」と、第三十三條第二項とあるのは「及び第三十三條第二項」と、次条第一項及び第二項とあるのは「第三十八條第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

(外国型式住宅部分等製造者の認定の取消し)

第三十八條 建設大臣は、認定外国型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一 前条第二項において準用する第二十六條第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 当該認定に係る住宅型式性能認定が取り消されたとき。

2 建設大臣は、認定外国型式住宅部分等製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第三十條、第三十二條若しくは第三十三條第二項又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。

二 認定に係る型式住宅部分等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、前条第二項において準用する第二十七條第二号の建設大臣が定める技術的基準に適合していないと認めるとき。

三 不正な手段により認定を受けたとき。

四 前条第二項において準用する第三十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 前条第二項において準用する第三十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。

六 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

き。

3 第三十六條第三項の規定は、前二項の規定による認定の取消しについて準用する。

4 前条第二項において準用する第三十五條第一項の規定による検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける認定外国型式住宅部分等製造者の負担とする。

(指定住宅型式性能認定機関等による認定等の実施)

第三十九條 建設大臣は、第四十一條から第四十三條までの規定の定めるところにより指定する者(以下「指定住宅型式性能認定機関」という。)

に、住宅型式性能認定及び第二十二條第三項の規定による公示又は第二十五條第一項若しくは第三十七條第一項の認定、第二十八條第一項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)

の認定の更新及び第二十五條第三項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)

の規定による公示(以下この章において「認定等」という。)

の全部又は一部を行わせることができる。

2 建設大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定住宅型式性能認定機関が行う認定等を行わないものとする。

3 建設大臣は、第五十條の規定の定めるところにより承認する者(以下「承認住宅型式性能認定機関」という。)

に、認定等(外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。)

の全部又は一部を行わせることができる。

(手数料)

第四十條 認定等の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手料を国(指定住宅型式性能認定機関又は承認住宅型式性能認定機関(以下この条において「指定住宅型式性能認定機関等」という。))が行う認定等の申請をしようとする者は、指定住宅型式性能認定機関等に納めなければならない。

等に納められた手数料は、指定住宅型式性能認定機関等の収入とする。

第二節 指定住宅型式性能認定機関等(指定)

第四十一條 第三十九條第一項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)

は、認定等の業務を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)

の申請により行う。

2 前項の申請は、建設省令で定めるところにより、建設大臣が定める区分に従って行わなければならない。

3 第十條第一項及び第十一條の規定は第一項の指定に、第十條第二項及び第三項、第十三條から第十五條まで並びに第十七條から第十九條までの規定は指定住宅型式性能認定機関について準用する。この場合において、第十條第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「指定住宅型式性能認定機関」と、並びに評価」とあるのは「認定等」と、所在地」とあるのは「所在地並びに認定等の業務の開始の日」と、同条第二項、第十三條、第十四條、第十五條第一項及び第三項、第十七條、第十八條並びに第十九條第一項中「評価」とあるのは「認定等」と、第十一條第二項中「第七條から第九條まで」とあるのは「第四十一條第一項及び第二項、第四十二條並びに第四十三條」と、第十三條第一項中「評価員」とあるのは「認定員」と、第十五條中「評価業務規程」とあるのは「認定等業務規程」と読み替えるものとする。

(欠格条項)

第四十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 第八條第一号から第三号までに掲げる者

二 第四十七條第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第五十一條第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第四十三条 建設大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員(次条第一項の認定員を含む。第三号において同じ。)、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第九条第四号の建設省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 認定等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(認定員)

第四十四条 指定住宅型式性能認定機関は、認定等を行うときは、建設省令で定める方法に従い、認定員に認定等を実施させなければならない。

2 認定員は、建築技術に関して優れた識見を有する者として建設省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定住宅型式性能認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、認定員が、第四十一条第三項に

おいて準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程に違反したとき、認定等の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定住宅型式性能認定機関が前条第三号に掲げる基準に適合しなくなったときは、指定住宅型式性能認定機関に対し、その認定員を解任すべきことを命ずることができる。

に違反したとき。

二 第四十一条第三項において準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 第三十九条第一項の規定により第二十二條第三項又は第二十五条第三項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示を行わせたこととされている場合において、当該公示をしなかつたとき。

四 第四十一条第三項において準用する第十五條第三項若しくは第十八條又は第四十四条第四項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三條各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 認定等の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第二十一条第三項の規定は、前二項の規定による指定の取消し又は前項の規定による認定等の業務の停止について準用する。

(建設大臣への報告等)

第四十五条 指定住宅型式性能認定機関は、認定等を行ったときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣に報告しなければならない。

2 建設大臣は、指定住宅型式性能認定機関が行つた認定等を取り消したときは、当該認定等を行つた指定住宅型式性能認定機関にその旨を通知するものとする。

(認定等の業務の休廃止等)

第四十六条 指定住宅型式性能認定機関は、建設大臣の許可を受けなければ、認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣が前項の規定により認定等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第四十九條 この法律の規定による指定住宅型式性能認定機関の行つた処分又はその不作為(行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第二條第二項に規定する不作為をいう。)については、建設大臣に対し、同法による審査請求をすることができ。

(指定の取消し等)

第四十七条 建設大臣は、指定住宅型式性能認定機関が第四十二条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

(建設大臣による認定等の実施)

第四十八條 建設大臣は、指定住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十九条第二項の規定にかかわらず、当該指定住宅型式性能認定機関が休止し、停止を命じられ、又は実施することが困難となつた認定等の業務のうち他の指定住宅型式性能認定機関によつて行われぬものを自ら行うものとする。

一 第四十六条第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第二項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により認定等の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において建設大臣が必要があると認めるとき。

(審査請求)

第五十條 第三十九条第三項の規定による承認は、認定等の業務を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)の申請により行つ。

2 建設大臣は、前項の規定により認定等の業務

2 第十條第一項、第十一條、第四十二條及び第四十三條の規定は前項の承認に、第十條第二項及び第三項、第十四條、第十五條、第十七條から第二十條まで、第四十四條並びに第四十五條の規定は承認住宅型式性能認定機関に、第四十一條第二項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十條第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「承認住宅型式性能認定機関」と、同項及び同條第二項、第十四條、第十五條第一項及び第三項、第十七條、第十八條、第十九條第一項並びに第二十條第一項及び第二項中「評価」とあるのは「認定等」と、第十一條第二項中「第七條から第九條まで」とあるのは「第五十條第一項並びに同條第二項において準用する第四十一條第二項、第四十二條及び第四十三條」と、第十五條中「評価業務規程」とあるのは「認定等業務規程」と、同條第三

2 建設大臣は、前項の規定により認定等の業務

項及び第四十四条第四項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十八条中「命令」とあるのは「請求」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「第五十条第一項」と、第四十四条第四項中「第四十一条第三項」とあるのは「第五十条第二項」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第五十一条 建設大臣は、承認住宅型式性能認定機関が前条第二項において準用する第四十二条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その承認を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、承認住宅型式性能認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第十条第二項、第十四条、第十七条、第二十条第一項、第四十四条第一項から第三項まで若しくは第四十五条第一項又は第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第十五条第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等の業務を行ったとき。

三 第三十九条第三項の規定により第二十二条第三項又は第三十七条第二項において準用する第二十五条第三項の規定による公示を行わなかったとき。

四 前条第二項において準用する第十五条第三項、第十八条又は第四十四条第四項の規定による請求に応じなかったとき。

五 前条第二項において準用する第四十三条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあってはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により承認を受けたとき。

八 建設大臣が、承認住宅型式性能認定機関が

前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて認定等の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。

九 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十一 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

4 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による検査に要する費用(政令で定めるものに限り)は、当該検査を受ける承認住宅型式性能認定機関の負担とする。

第五章 特別評価方法認定

第一節 特別評価方法認定

第五十二条 建設大臣は、申請により、特別評価方法認定(日本住宅性能表示基準に従った方法に代えて、特別の建築材料若しくは構造方法に依りて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法を認定することをいう。以下同じ)をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

3 建設大臣は、特別評価方法認定をし、又は特別評価方法認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(審査のための試験)

第五十三条 建設大臣は、特別評価方法認定のための審査に当たっては、審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(以下単に「試験」という。)に基づきこれを行うものとする。

2 建設大臣は、第五十五条から第五十七条までの規定の定めるところにより指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験の全部又は一部を行わせることができる。

3 建設大臣は、前項の規定による指定をしたときは、指定試験機関が行う試験を行わないものとする。

4 建設大臣が第二項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る特別評価方法認定の申請をしようとする者は、第六項の規定により申請する場合を除き、指定試験機関が作成した当該申請に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験の結果の証明書(以下この条において単に「証明書」という。)を前条第二項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、建設大臣は、当該証明書に基づき特別評価方法認定のための審査を行うものとする。

5 建設大臣は、第六十条の規定の定めるところにより承認する者(以下「承認試験機関」という。)に、特別評価方法認定のための審査に必要な試験(外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。)の全部又は一部を行わせることができる。

6 外国において事業を行う者は、承認試験機関が作成した証明書を前条第二項の申請書に添えて特別評価方法認定を申請することができる。この場合において、建設大臣は、当該証明書に基づき特別評価方法認定のための審査を行うものとする。

(手数料)

第五十四条 特別評価方法認定の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

2 指定試験機関又は承認試験機関(以下この条において「指定試験機関等」という。)が行う試験の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手数料を指定試験機関等に納めなければならない。

3 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、指定試験機関等の収入とする。

(指定)

第五十五条 第五十三条第二項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、同項の試験を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

2 第十条第一項及び第十一条の規定は前項の指定に、第十条第二項及び第三項、第十三条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第四十六条並びに第四十八条の規定は指定試験機関に、第四十一条第二項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十条第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「指定試験機関」と、並びに評価」とあるのは「試験」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに試験の業務の開始の日」と、同条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項及び第三項、第十七条、第十八条並びに第十九条第一項中「評価の」とあるのは「試験の」と、第十一条第二項中「第七條から第九條まで」とあるのは「第五十五条第一項、同条第二項において準用する第四十一条第二項、第五十六条及び第五十七条」と、第十三条第一項中「評価員」とあるのは「試験員」と、第十五条中「評価業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、第四十一条第二項中

「前項」とあるのは「第五十五条第一項」と、第四十六條第一項及び第二項並びに第四十八條中「認定等」とあるのは「試験」と、同条第一項中「第三十九條第二項」とあるのは「第五十三條第三項」と、同項及び同条第三項中「第四十六條第一項」とあるのは「第五十五条第二項」において準用する第四十六條第一項と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第五十九條第二項」と、同条第三項中「前条第一項」とあるのは「第五十九條第一項」と、第四十九條中「処分」とあるのは「処分（試験の結果を除く）」と読み替えるものとする。

（欠格条項）

第五十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 第八條第一号から第三号までに掲げる者
- 二 第五十九條第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第六十一條第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうち前一号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準）
第五十七條 建設大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員（次条第一項の試験員を含む。第三号において同じ。）、設備、試験の業務の実施の方法その他の事項についての試験の業務の実施に関する計画が、試験の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第九條第四号の建設省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 試験の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、試験の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（試験員）

第五十八條 指定試験機関は、試験を行うときは、建設省令で定める方法に従い、試験員に試験を実施させなければならない。

2 試験員は、高度で新しい建築技術に関して優れた識見を有する者として建設省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、試験員が、第五十五条第二項において準用する第十五條第一項の認可を受けた試験業務規程に違反したとき、試験の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定試験機関が前条第三号に掲げる基準に適合しなくなったときは、指定試験機関に對し、その試験員を解任すべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）
第五十九條 建設大臣は、指定試験機関が第五十六條第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十五条第二項において準用する第十條第二項、第十四條、第十七條若しくは第四十六條第一項、前条第一項から第三項まで又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。

二 第五十五条第二項において準用する第十條第二項、第十四條、第十七條若しくは第四十六條第一項、前条第一項から第三項まで又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。

二 第五十五条第二項において準用する第十五條第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで試験を行つたとき。

三 第五十五条第二項において準用する第十五條第三項若しくは第十八條又は前条第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七條各号に掲げる基準に適合してゐないと認めるとき。

五 試験の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する試験員若しくは法人にあつてはその役員が、試験の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 第二十一條第三項の規定は、前二項の規定による指定の取消し又は前項の規定による試験の業務の停止について準用する。

（承認）
第六十條 第五十三條第五項の規定による承認は、試験を行おうとする者外国にある事務所により行おうとする者に限る。の申請により行う。

2 第十條第一項、第十一條、第五十六條及び第五十七條の規定は前項の承認に、第十條第二項及び第三項、第十四條、第十五條、第十七條から第二十條まで、第五十一條第四項並びに第五十八條の規定は承認試験機関に、第四十一條第二項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、第十條第一項中「指定住宅性能評価機関」とあるのは「承認試験機関」と、同項及び同条第二項、第十四條、第十五條第一項及び第三項、第十七條、第十八條、第十九條第一項並びに第二十條第一項及び第二項中「評価」とあるのは「試験」と、第十一條第二項中「第七條から第九條まで」とあるのは「第六十條第一項並びに同条第二項において準用する第四十一條第二項、第五十六條及び第五十七條」と、第十五條中「評価業務規程」とあるのは「試験業務規程」と、同条第三項及び第五十八條第四項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十

八條中「命令」とあるのは「請求」と、第四十一條第二項中「前項」とあるのは「第六十條第一項」と、第五十一條第四項中「前条第二項」とあり、及び第五十八條第四項中「第五十五条第二項」とあるのは「第六十條第二項」と読み替へるものとする。

（承認の取消し等）

第六十一條 建設大臣は、承認試験機関が前条第二項において準用する第五十六條第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その承認を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、承認試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第十條第二項、第十四條、第十七條、第二十條第一項若しくは第五十八條第一項から第三項まで又は第六十七條第二項の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第十五條第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで試験の業務を行つたとき。

三 前条第二項において準用する第十五條第三項、第十八條又は第五十八條第四項の規定による請求に応じなかつたとき。

四 前条第二項において準用する第五十七條各号に掲げる基準に適合してゐないと認めるとき。

五 試験の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する試験員若しくは法人にあつてはその役員が、試験の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により承認を受けたとき。

七 建設大臣が、承認試験機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて試験の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

八 前条第二項において準用する第十九條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 前条第二項において準用する第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十 前条第二項において準用する第五十一条第四項の規定による費用の負担をしないとき。
第五十一条第三項の規定は、前二項の規定による承認の取消しについて準用する。

第六章 住宅に係る紛争の処理体制

第一節 指定住宅紛争処理機関

(指定住宅紛争処理機関の指定等)

第六十二条 建設大臣は、弁護士会又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、次条第一項に規定する業務(以下この章において「紛争処理の業務」という。)を公正かつ適確に行うことができると認められるものを、その申請により、紛争処理の業務を行う者として指定することができる。

2 建設大臣は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、指定を受けた者(以下「指定住宅紛争処理機関」という。)の名称及び住所並びに紛争処理の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

3 第十条第二項及び第三項並びに第二十条の規定は、指定住宅紛争処理機関について準用する。この場合において、第十条第二項並びに第二十条第一項及び第二項中「評価の」とあるのは、「紛争処理の」と読み替へるものとする。

4 指定住宅紛争処理機関は、建設省令で定めるところにより、指定住宅紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(業務)

第六十三条 指定住宅紛争処理機関は、建設住宅性能評価書が交付された住宅(以下この章において「評価住宅」という。)の建設工事の請負契約

又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあっせん、調停及び仲裁(以下この章において「住宅紛争処理」という。)の業務を行うものとする。

2 前項の申請の手続は、建設省令で定める。

(紛争処理委員)

第六十四条 指定住宅紛争処理機関は、人格が高く、識見の高い者のうちから、建設省令で定める数以上の紛争処理委員を選任しなければならない。

2 指定住宅紛争処理機関は、住宅紛争処理を行うときは、前項の規定により選任した紛争処理委員のうちから、事件ごとに、指定住宅紛争処理機関の長が指名する者に住宅紛争処理を実施させなければならない。この場合において、指定住宅紛争処理機関の長は、当該事件に關し当事者と利害關係を有することその他住宅紛争処理の公正を妨げるべき事情がある紛争処理委員については、当該事件の紛争処理委員に指名してはならない。

3 前項の規定により指名される紛争処理委員のうち少なくとも一人は、弁護士でなければならない。

(秘密保持義務等)

第六十五条 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員並びにこれらの職にあつた者は、紛争処理の業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員並びにその役員及び職員で紛争処理の業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(紛争処理の業務の義務)

第六十六条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、紛争処理の業務を行わなければならない。(説明又は資料提出の請求)

第六十七条 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務の実施に必要な限度において、指定住宅性能評価機関、認証型式住宅部分等製造者、認証外国型式住宅部分等製造者、指定住宅型式性能認定機関、承認住宅型式性能認定機関、指定試験機関又は承認試験機関(次項において「指定住宅性能評価機関等」という。)に対して、第七十八条第一項の規定による指定を受けた者を経由して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 指定住宅性能評価機関等は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(住宅紛争処理の手続の非公開)

第六十八条 指定住宅紛争処理機関が行う住宅紛争処理の手続は、公開しない。ただし、指定住宅紛争処理機関は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(申請手数料)

第六十九条 住宅紛争処理の申請をする者は、建設省令で定めるところにより、実費を超えない範囲内において建設省令で定める額の申請手数料を指定住宅紛争処理機関に納めなければならない。

2 前項の規定により指定住宅紛争処理機関に納められた申請手数料は、指定住宅紛争処理機関の収入とする。

(技術的基準)

第七十条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決に資するため、住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準を定めることができる。

(指定住宅紛争処理機関の指定の申請の命令)

第七十一条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関の指定の申請がなく、又は指定を受けた指定住宅紛争処理機関のみでは紛争処理の業務が適當かつ十分に行われなかつと認めるときは、第七十八条第一項の規定により指定した者に対し、指定住宅紛争処理機関の指定を申請すべきことを

命ずることができる。

(事業計画等)

第七十二条 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、紛争処理の業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、紛争処理の業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第七十三条 指定住宅紛争処理機関は、建設省令で定めるところにより、紛争処理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(報告徴収)

第七十四条 建設大臣は、紛争処理の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、紛争処理の業務に關し必要な報告を求めることができる。

(業務改善命令)

第七十五条 建設大臣は、紛争処理の業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、指定住宅紛争処理機関に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第七十六条 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十二条第三項において準用する第十条第二項若しくは第二十条第一項、第六十二条第四項、第六十四条、第六十六条、第六十八条、第七十二条又は第七十三条の規定に違反したとき。

二 第七十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条又はこの項の規定による命令に違反したとき。

四 紛争処理の業務を公正かつ適確に行うことができないと認めるとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

2 建設大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は紛争処理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(建設省令への委任)

第七十七条 この法律に規定するもののほか、住宅紛争処理の手續及びこれに要する費用に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第二節 住宅紛争処理支援センター

(住宅紛争処理支援センター)

第七十八條 建設大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として民法第三十四條の規定により設立された財団法人であつて、次条第一項に規定する業務(以下この節において「支援等の業務」という。)に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、住宅紛争処理支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

一 職員、支援等の業務の実施の方法その他の事項についての支援等の業務の実施に關する計画が、支援等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援等の業務の実施に關する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援等の業務以外の業務を行っている場合

には、その業務を行うことによつて支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援等の業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

2 建設大臣は、前項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援等の業務を行う事務所所在地を公示しなければならない。

3 第十條第二項及び第三項、第十五條、第十七條から第十九條まで、第四十六條並びに第六十五條の規定は、センターについて準用する。この場合において、第十條第二項、第十五條第一項及び第三項、第十七條、第十八條並びに第十九條第一項中「評価の」とあり、第四十六條第一項及び第二項中「認定等の」とあり、並びに第六十五條中「紛争処理の」とあるのは「支援等の」と、第十五條中「評価業務規程」とあるのは「支援業務規程」と、第六十五條中「紛争処理委員並びにその役員」とあるのは「役員」と読み替へるものとする。

(業務)

第七十九條 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定住宅紛争処理機関に対して紛争処理の業務の実施に要する費用を助成すること。

二 住宅紛争処理に關する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを指定住宅紛争処理機関に対し提供すること。

三 住宅紛争処理に關する調査及び研究を行うこと。

四 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員又はその職員に対する研修を行うこと。

五 指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務について、連絡調整を図ること。

六 評価住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に關する相談、助言及び苦情の処理を行うこと。

七

評価住宅以外の住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に關する相談、助言及び苦情の処理を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るために必要な業務を行うこと。

2 前項第一号に規定する費用の助成に關する手續、基準その他必要な事項は、建設省令で定める。

(役員の選任及び解任)

第八十條 センターの支援等の業務に従事する役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 建設大臣は、センターの支援等の業務に従事する役員が、第七十八條第三項において準用する第十五條第一項の認可を受けた支援業務規程に違反したとき、支援等の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任によりセンターが第七十八條第一項第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第八十一條 センターは、毎事業年度、支援等の業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、支援等の業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(負担金の徴収)
第八十二條 センターは、第七十九條第一項第一号から第六号までの業務(以下この節において

「評価住宅関係業務」という。)の実施に必要な経費に充てるため、指定住宅性能評価機関から負担金を徴収することができる。

2 センターは、毎事業年度、前項の負担金の額及び徴収方法について、建設大臣の認可を受けなければならない。

3 センターは、前項の認可を受けたときは、指定住宅性能評価機関に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

4 指定住宅性能評価機関は、前項の通知に従い、センターに対し、負担金を納付しなければならない。

(区分経理)

第八十三條 センターは、建設省令定めるところにより、評価住宅関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(指定の取消し等)

第八十四條 建設大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて支援等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十八條第三項において準用する第十條第二項、第十七條若しくは第四十六條第一項、第八十一條又は前条の規定に違反したとき。

二 第七十八條第三項において準用する第十五條第一項の認可を受けた支援業務規程によらないで支援等の業務を行ったとき。

三 第七十八條第三項において準用する第十五條第三項若しくは第十八條、第七十一條又は第八十條第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第八十二條第二項の認可を受けず、又は認可を受けた事項に違反して負担金を徴収したとき。

五 第七十八條第一項各号に掲げる基準に適合

していないと認めるとき。

六、センター又はその役員が、支援等の業務に
関し著しく不適当な行為をしたとき。

七、不正な手段により指定を受けたとき。

2 建設大臣は、前項の規定により指定を取り消
し、又は支援等の業務の全部若しくは一部の停
止を命じたときは、その旨を公示しなければな
らない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第八十五条 前条第一項の規定により指定を取り
消した場合において、建設大臣がその取消し後
に新たにセンターを指定したときは、取消しに
係るセンターの評価住宅関係業務に係る財産
は、新たに指定を受けたセンターに帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定
により指定を取り消した場合における評価住宅
関係業務に係る財産の管理その他所要の経過措
置(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的
に必要と判断される範囲内において、政令で定
める。

(センターへの情報提供等)

第八十六条 建設大臣は、センターに対し、支援
等の業務の実施に関し必要な情報及び資料の提
供又は指導及び助言を行うものとする。

第七章 瑕疵担保責任の特例

(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特
例)

第八十七条 住宅を新築する建設工事の請負契約
(以下「住宅新築請負契約」という。)において
は、請負人は、注文者に引き渡した時から十年
間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水
の浸入を防止する部分として政令で定めるもの
(次条において「住宅の構造耐力上主要な部分
等」という。)の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に
影響のないものを除く。次条において同じ。)に
ついて、民法第六百三十四条第一項及び第二項
前段に規定する担保の責任を負う。

2 前項の規定に反する特約で注文者に不利なも
のは、無効とする。

3 第一項の場合における民法第六百三十八条第
二項の規定の適用については、同項中「前項」と
あるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する
法律第八十七条第一項」とする。

(新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例)

第八十八条 新築住宅の売主(以下「売主」とい
う。)は、買主に引き渡した時(当該新築住宅が住
宅新築請負契約に基づき請負人から当該売主に
引き渡されたものである場合にあつては、その
引渡しの時)から十年間、住宅の構造耐力上主
要な部分等の隠れた瑕疵について、民法第五百
七十条において準用する同法第五百六十六条第
一項並びに同法第六百三十四条第一項及び第二
項前段に規定する担保の責任を負う。この場合
において、同条第一項及び第二項前段中「注文
者」とあるのは「買主」と、同条第一項中「請負
人」とあるのは「売主」とする。

2 前項の規定に反する特約で買主に不利なもの
は、無効とする。

3 第一項の場合における民法第五百六十六条第
三項の規定の適用については、同項中「前二項」
とあるのは「住宅の品質確保の促進等に関する
法律第八十八条第一項」と、「又ハ」とあるのは
「瑕疵修補又ハ」とする。

(一時使用目的の住宅の適用除外)

第八十九条 前二条の規定は、一時使用のため建
設されたことが明らかな住宅については、適用
しない。

(瑕疵担保責任の期間の伸長等の特例)

第九十条 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買
契約においては、請負人が第八十七条第一項に
規定する瑕疵その他の住宅の瑕疵について同項
に規定する担保の責任を負うべき期間又は売主
が第八十八条第一項に規定する瑕疵その他の住
宅の隠れた瑕疵について同項に規定する担保の
責任を負うべき期間は、注文者又は買主に引き
渡した時から二十年以内とすることができる。

第八章 雑則
(国及び地方公共団体の措置)

第九十一条 国及び地方公共団体は、住宅の品質
確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住
宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るた
め、必要な情報及び資料の提供その他の措置を
講ずるよう努めなければならない。

(経過措置)

第九十二条 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置(罰
則に関する経過措置を含む)を定めることがで
きる。

第九章 罰則

第九十三条 次の各号の一に該当する者は、一年
以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反した者

二 第五条第三項の規定に違反した者

第九十四条 次の各号の一に該当する者は、一年
以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項(第四十一条第三項又は第
五十五条第二項において準用する場合を含む)
又は第六十五条第一項(第七十八条第三
項において準用する場合を含む)の規定に違
反して、その職務に関して知り得た秘密を漏
らし、又は自己の利益のために使用した者

二 第二十一条第二項、第四十七条第二項、第
五十九条第二項又は第八十四条第一項の規定
による業務の停止の命令に違反した者

第九十五条 次の各号の一に該当する者は、三十
万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第二項の規定に違反して、検査
を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査
記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつ
た者

二 第三十三条第二項の規定に違反した者

第九十六条 次の各号の一に該当する者は、二十
万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項(第四十一条第三項、第五
十五条第二項又は第七十八条第三項において

準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿
を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳
簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しな
かつた者

二 第十七条第二項(第四十一条第三項、第五
十五条第二項又は第七十八条第三項において

準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第十九条第一項(第四十一条第三項、第五
十五条第二項又は第七十八条第三項において

準用する場合を含む。)以下この条において同
じ。又は第三十五条第一項の規定による報告
をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十九条第一項又は第三十五条第一項の規
定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十九条第一項又は第三十五条第一項の規
定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の
答弁をした者

六 第二十条第一項の規定による届出をしない
で業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をし
た者

七 第四十六条第一項(第五十五条第二項又は
第七十八条第三項において準用する場合を含む)
の規定による許可を受けずに業務の全
部を廃止した者

第九十七条 法人(指定住宅型式性能認定機関及
び指定試験機関を除く。以下この条において同
じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使
用人その他の従業者がその法人又は人の業務に
関して第九十三条から前条までの違反行為をし
た場合においては、その行為者を罰するほか、
その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科す
る。

第九十八条 第三十条又は第三十一条第一項の規
定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に日本住宅性能表示基準という名称又はこれと紛らわしい名称を使用している者については、第四条の規定は、この法律の施行後二月間は、適用しない。

2 第七章の規定は、この法律の施行前に締結された住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約については、適用しない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、第三章第二節、第四章第二節及び第五章第二節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建設省設置法の一部改正)

第四条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十六号の次に次の一号を加える。
四十六の二 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

理由

住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めをする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年六月十六日印刷

平成十一年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局